

第3章 災害応急対策計画

第1編 風水害編

第1節 防災組織計画 (総務部)

第1項 組織計画 (総務部)

1 計画方針

災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、町内において災害応急対策が必要なときは、本計画の定めるところにより災害対策本部を設置し、関連組織との緊密な連絡協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

2 警戒及び配備体制

気象状況等により、災害の発生が予想され、町長、副町長又は総務課長が必要と認めるときは、概ね次の基準による配備につき、気象・水防・火災等の情報収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整に万全を期す。

(1) 警戒・配備体制の発令基準

体制	警戒・配備体制の発令基準		
	気象予警報	水防指令	その他
警戒体制	紀中地方に大雨警報、暴風警報もしくは洪水警報が発表されたとき	水防配備態勢第1号が発令されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が町に接近する恐れがあり、波浪警報が発表されるなど嚴重な警戒が要すると認められるとき ・大規模な事故（爆発等）が発生したとき ・その他副町長及び総務課長が必要と認められたとき
配備体制第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・紀中地方に暴風警報の発表かつ大雨警報が発表されたとき ・紀中地方に高潮警報が発表されたとき ・警報の重要変更が発表されたとき（平成18年12月1日現在） ・記録的短期間大雨情報が発表されたとき 	水防配備態勢第2号が発令されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・町内が台風の暴風域内に入る恐れがあり、かつ重大な災害が起こる恐れがあると認められるとき ・その他町長が必要と認められたとき
配備体制第2号	-	水防配備態勢第3号が発令されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用をしなければならぬような災害が予想される場合 ・災害対策本部を設置しなければならぬような規模の災害が発生するおそれのあるとき ・その他町長が必要と認められたとき
(災害対策本部設置)	紀中地方に暴風・大雨又は洪水、その他の警報が発せられて、町長が必要と認められたとき	-	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、町長が必要と認められたとき ・大規模な火事、爆発、水難等が発生し、町長が必要と認められたとき ・その他、災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認められたとき

(2) 警戒体制及び配備体制の担当課室・人数

種別		担当課名(人数)	参集場所
警戒体制		副町長、総務課長、住民環境課長、保健福祉課長、上下水道課長、産業課長、建設課長、教育次長、教育学習課長 総務課(6)、住民環境課(1)、保健福祉課(1)、上下水道課(6)、産業課(5)、建設課(6)、教育学習課(2)	本庁
配備体制	第1号	災害対策連絡室(室長:町長、副室長:副町長) 町長、副町長、収入役、教育長、総務課長、住民環境課長、 税務課長、保健福祉課長、上下水道課長、産業課長、うめ課長、 建設課長、検査室長、議会事務局長、教育次長、教育学習課長 総務課(12)、住民環境課(4)、税務課(2)、保健福祉課(4)、 上下水道課(6)、産業課(7)、うめ課(2)、建設課(9)、検査室(1)、 教育学習課(8)	本庁
	第2号	災害対策連絡室(室長:町長、副室長:副町長) 全職員	本庁
(災害対策本部設置)		全職員	本庁

注) 災害の危険度に応じて、関係各課の人員を増減することができる。

(3) 警戒体制

ア 配置

警戒体制発令基準にあたる気象予警報が発表されるなど災害の発生が予想される時は、副町長と総務課長は協議のうえ警戒体制をとる。

イ 解除

気象予警報等が解除されたとき、又は、災害の発生の恐れがなくなったときは、副町長と総務課長は協議のうえ、警戒体制を解除する。

ウ 任務

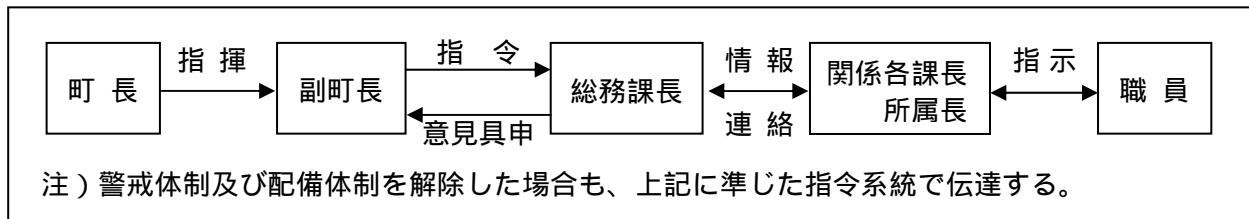
災害担当長を副町長、副担当長を総務課長、災害担当課を総務課とし、以下の任務を行う。また、収集した情報は、随時町長に報告する。

災害関係情報及び気象情報等の収集・報告・伝達に関すること。

防災関係機関との連絡に関すること。

その他必要なこと。

構成



(4) 配備体制

ア 災害対策連絡室の設置

配備体制第1号及び第2号にあたる各警報が発表されるなど災害の発生が予想されるときは、町長及び副町長、総務課長は協議のうえ配備体制をとり、災害対策連絡室（以下「連絡室」という）を設置する。

イ 解除

警報の解除又は災害の発生するおそれが解消され、室長（町長）が判断した場合は、連絡室を解散し、配備体制を解除する。

ウ 任務

連絡室の室長を町長、副室長を副町長をもってあて、以下の任務を行う。

- 災害関係情報及び気象情報等の収集・報告・伝達に関すること。
- 防災関係機関との連絡に関すること。
- 災害危険区域の警戒に関すること。
- その他必要なこと。

災害対策連絡室の事務分掌

課名	事務分掌
総務課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・町長への報告、連絡に関すること ・連絡調整及び動員に関すること ・被害状況の取りまとめに関すること ・気象情報等の収集に関すること ・物品調達に関すること ・広報に関すること ・議員・議会に関すること
保健福祉課 住民環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難、救護、救援に関すること ・環境衛生に関すること
産業課 うめ課	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等及び農林関係施設の被害状況の把握に関すること ・商工水産関係の被害状況の把握に関すること

建設課 検査室	・河川、山地、道路、橋梁等の被害状況の把握に関する事
教育学習課	・教育施設の被害状況の把握に関する事 ・生涯学習施設の被害状況の把握に関する事
上下水道課	・水道施設の被害状況の把握に関する事 ・下水道施設の被害状況の把握に関する事
税務課 会計課	・人的及び住宅の被害状況の把握に関する事 ・金銭物品の出納に関する事
消防団	・消防、水防に関する事

3 災害対策本部

町内において相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策活動を必要とする場合は、みなべ町災害対策本部条例の定めるところにより、町長は「みなべ町災害対策本部」（以下、この計画において「本部」という。）を設置する。

また、災害が大規模なものとなり、国や県が非常緊急災害現地対策本部又は現地災害対策本部を設置した場合には、連携を十分に保ち、災害対策にあたる。

（みなべ町災害対策本部条例 資料編 33頁参照）

（みなべ町災害対策本部規則 資料編 34頁参照）

（1）本部の設置基準

- ア 災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、町長が必要と認めたとき。
- イ 紀中地方に暴風・大雨又は洪水、その他の警報が発せられて、町長が必要と認めたとき。
- ウ 大規模な火事、爆発、水難等が発生し、町長が必要と認めたとき。
- エ その他、災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。

（2）本部の廃止基準

- ア 災害発生のおそれが解消したとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したとき。
- ウ その他本部長が必要なしと認めたとき。

（3）本部の組織及び運営

ア 本部長及び副本部長

本部長を町長、副本部長を副町長をもってあてる。なお、町長が事故や不在時等の非常時については、副町長・収入役・教育長・総務課長の順に指揮をとる。

本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、災害応急対策実施上の重要事項について決定する。

イ 本部員

本部員は、本部長を補佐するものとして、収入役、教育長、各課長及び消防団長並びに

本部長が必要と認める者をもってあてる。また、本部長及び副本部長とともに、本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要事項について協議する。なお、本部員が事故や不在時等の非常時については、あらかじめ本部員が指名するものが本部員の職務を代理する。

ウ 本部会議

本部を設置した場合には、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するために、防災活動の基本方針作成、その他重要な事項を協議・決定する本部会議を町役場庁舎で開催する。本部会議の会議内容は概ね次のとおりとする。

報告事項

- (ア) 気象情報及び災害情報
- (イ) 配備体制について
 - a 本部各部の配備体制
 - b 町内の配備体制
 - c 自衛隊及び公共機関の配備体制
- (ウ) 各部措置事項について
- (エ) 被害状況について
- (オ) その他

協議事項

- (ア) 応急対策への指示
- (イ) 各部間の調整事項
- (ウ) 県への自衛隊災害派遣要請要求の要否
- (エ) 他市町への応援要請の要否
- (オ) 被災者に対する見舞金品給付の決定
- (カ) 次回本部会議開催予定日時の決定
- (キ) その他

エ 本部会議の場所

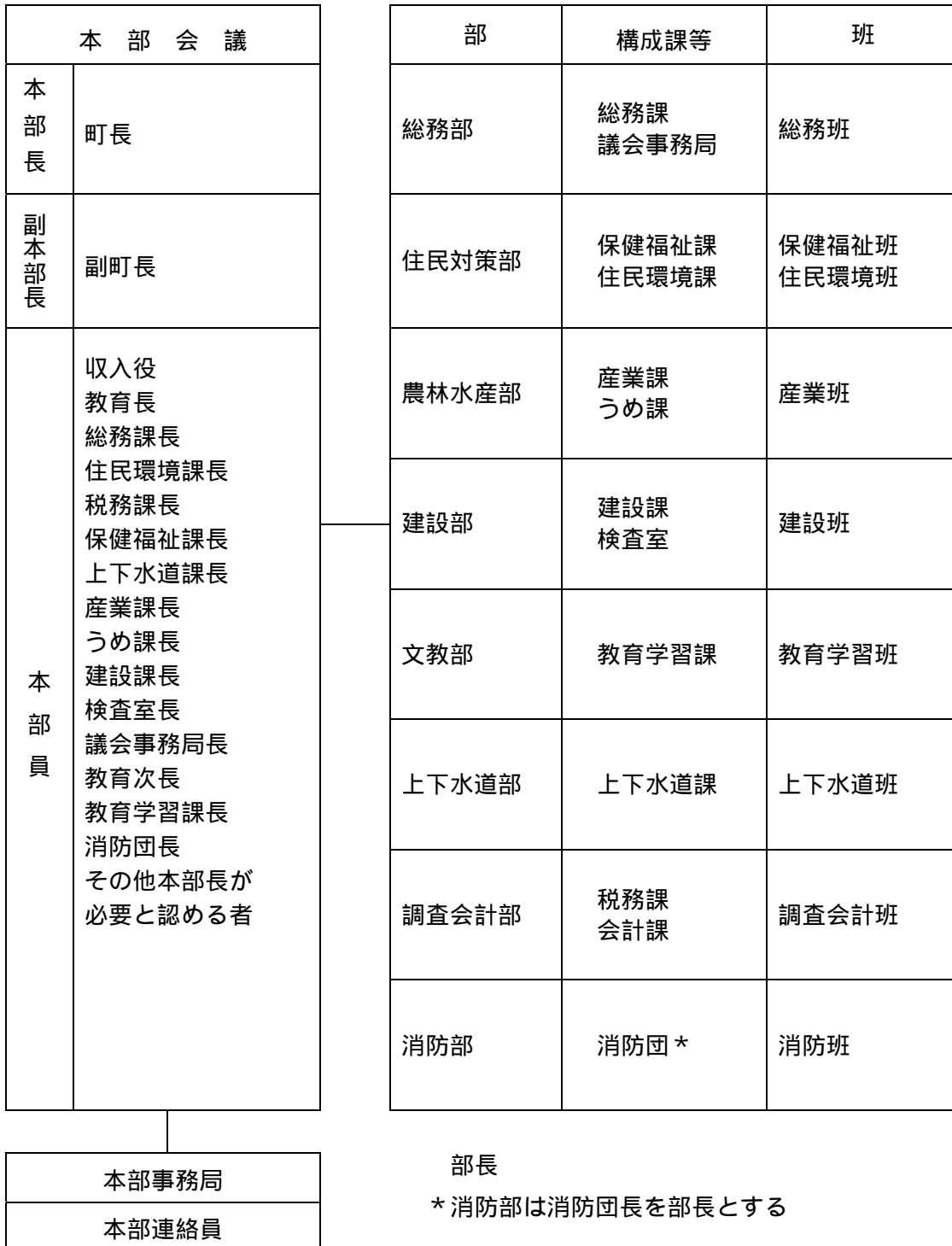
本部会議の開催場所は町役場庁舎とする。庁舎が被災して使用不可能な場合は、代替場所として、以下の順位で使用する。

<代替順位>

- 〔1〕生涯学習センター
- 〔2〕保健福祉センター

(4) 編成及び事務分掌

編成



本部には、部、班を設け、部には部長、班には班長を置く。各班長は、担当する課における管理職のうちあらかじめ定めた者とする。

・本部連絡員

本部事務局に本部連絡員を置く。本部連絡員は、本部会議の決定事項等について、各部・各班の連絡事務を処理する。

事務分掌

部名	部長	構成課 (平時の課名)	班名 (班長)	事務分掌
総務部	総務課長	総務課 議会事務局	総務班 (議会事務局長) (防災担当副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局の運営に関する事 ・県等への報告、連絡に関する事 ・自衛隊派遣要請に関する事 ・他団体への応援要請に関する事 ・県防災ヘリコプター出動要請に関する事 ・連絡調整及び被害状況のとりまとめに関する事 ・防災会議に関する事 ・命令決定事項の伝達に関する事 ・職員の動員・派遣要請に関する事 ・無線、電話の管理に関する事 ・気象情報及び警報等の収集・伝達に関する事 ・各種陳情の応援、被災地の慰問に関する事 ・町民への広報に関する事 ・報道機関への発表及び防災広報に関する事 ・庁舎、その他の町有財産の災害対策に関する事 ・応急対策用物品の購入に関する事 ・公用車の配車に関する事 ・議員の調査に関する事 ・議会と会議に関する事 ・議員との連絡調整 ・その他議会に関する事 ・その他、他の部に属さないこと
		保健福祉課	保健福祉班 (保健福祉課長) (保健福祉センター長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防疫の総括に関する事 ・防疫活動に必要な情報等の収集に関する事 ・医療救護及び助産に関する事 ・医療機関との連絡に関する事 ・防疫用薬品の確保に関する事 ・医薬品の整備及び補給に関する事 ・毒劇物による事故防止に関する事 ・救護所の開設及び救急医療薬品等の確保に関する事 ・医療機器等の確保に関する事 ・被災者の保険医療及び相談に関する事 ・医療ボランティアの受入れに関する事 ・所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 ・その他健康管理に関する事
住民対策部	住民環境課長	住民環境課	住民環境班 (環境対策長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助の全般的な計画実施に関する事 ・救助活動に必要な情報等の収集に関する事 ・災害援護資金の融資に関する事 ・災害救助に必要な食糧等の確保に関する事 ・災害救助物資の輸送に関する事

部名	部長	構成課 (平時の課名)	班名 (班長)	事務分掌
				<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助に必要な物資、資材の確保に関する事 ・一般住宅及び人的被害状況に関する事 ・炊き出し物資の管理及び配分に関する事 ・避難者の把握に関する事 ・災害廃棄物の処理並びに一時保管場所の確保に関する事 ・被災地のゴミ、し尿収集処理並びに委託業者の連絡調整に関する事 ・その他福祉・環境に関する事
農林水産部	産業課長	産業課 うめ課	産業班 (商工水産長) (うめ課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等及び農林関係施設の被害状況の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・被災農家等の経営指導に関する事 ・農林関係災害対策の総合調整に関する事 ・被災農林業者に対する資金の融資に関する事 ・災害に伴う農業共済に関する事 ・商工関係被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・被災中小企業に対する融資に関する事 ・事業所等の被害調査に関する事 ・観光施設の被害調査に関する事 ・水産関係施設の被害状況の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・船舶の確保に関する事 ・水産関係災害対策の総合調整に関する事 ・被災水産業者に対する資金の融資に関する事 ・その他農林・商工水産に関する事
建設部	建設課長	建設課 検査室	建設班 (地籍対策長) (検査室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の被害調査及び災害応急対策に関する事 ・河川、海岸、漁港の被害調査及び災害応急対策に関する事 ・建物の被害調査及び公営住宅等の災害応急対策に関する事 ・応急仮設住宅の建築に関する事 ・災害復旧に関する事 ・その他建設に関する事

部名	部長	構成課 (平時の課名)	班名 (班長)	事務分掌
文教部	教育次長	教育学習課	教育学習班 (教育学習課長) (図書館長兼南部公民館長)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、運営に関する事 ・ヘリポートの開設・運営に関する事 ・教育関係の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・学校施設の災害応急対策に関する事 ・職員の動員、派遣及び救援に関する事 ・臨時の授業その他学校運営に関する事 ・教科書の調達に関する事 ・児童、生徒の保健管理に関する事 ・所管管理施設の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・PTA、婦人会等社会教育団体との連絡に関する事 ・文化財の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・その他教育に関する事
上下水道部	上下水道課長	上下水道課	上下水道班 (上下水道課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・飲料水の供給に関する事 ・水道施設の復旧、資材の確保に関する事 ・下水道施設の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・下水道施設の復旧、資材の確保に関する事 ・その他上下水道に関する事
調査会計部	税務課長	税務課 会計課	調査会計班 (税務課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・総務班への応援に関する事 ・災害に係る町税の減免及び徴収猶予に関する事 ・被災に係る宅地建物の被害調査に関する事 ・罹災に関する証明の発行に関する事 ・救援金・見舞金の配分に関する事 ・その他調査に関する事 ・金銭物品の出納に関する事 ・災害義援金の分配業務に関する事 ・その他出納に関する事
消防部	消防団長	消防団	消防班 (副団長)	<ul style="list-style-type: none"> ・編成及び事務分掌はみなべ町消防計画の定めるところによる ・その他消防に関する事

(5) 本部設置・廃止の通知

本部を設置及び廃止した場合は、本部長は、ただちにその旨を次の手法により通知する。また、本部設置中は、町役場正面玄関に本部表示板を設置する。

通知先	通知の方法
町職員	口頭、庁内放送、加入電話、携帯電話、防災行政無線
一般住民	防災行政無線、町ホームページ、報道機関を通じて公表
県総合防災課	防災行政無線、加入電話、ファクシミリ
日高振興局 西牟婁振興局	防災行政無線、加入電話、ファクシミリ
報道機関	文書、加入電話、ファクシミリ
防災関係機関	加入電話、ファクシミリ

4 現地災害対策本部

本部長は、災害状況に応じて現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部では、応急対策実施の指揮及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く）を行うとともに、本部長に応急対策の実施状況を報告する。

(1) 設置基準

- ア 災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合
- イ その他本部長が現地災害対策本部設置の必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ア 当該地域での災害応急対策が概ね完了した場合
- イ その他本部長が廃止を決定した場合

(3) 設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

(4) 組織

現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から、災害の状況に応じ本部長が任命する。

(5) 所掌事務

現地災害対策本部の業務は、概ね次の通りとする。

- ア 災害対策本部との連絡調整に関する事
- イ 区長等地区関係情報収集者との連絡調整に関する事
- ウ 避難所の開設及び連絡調整に関する事
- エ 被害状況等の情報収集に関する事
- オ この計画に定める応急対策活動の実施に関する事
- カ その他現地災害対策本部の運営に関する事

(注) 通信途絶のときは、本部に伝令員を派遣すること

(6) 指揮権限

町長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

- ア 避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）
- イ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- ウ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
- エ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

第2項 動員計画（総務部）

1 計画方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部要員及びその他の職員の動員について定める。

2 動員体制

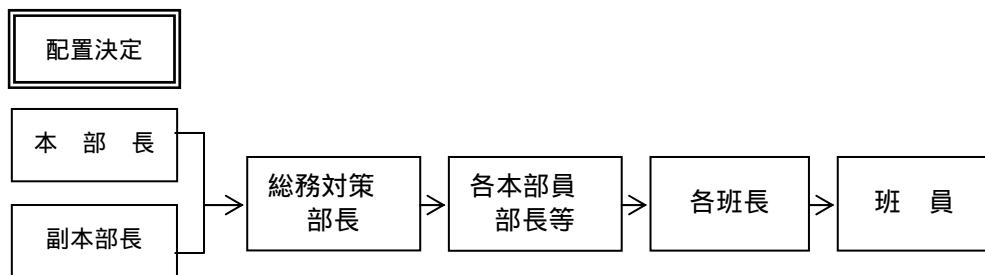
(1) 動員の対象

- ア 警戒体制
「警戒体制及び配備体制の担当課室・人数」において定めた者とする。
- イ 配備体制
「警戒体制及び配備体制の担当課室・人数」において定めた者とする。
- ウ 本部設置以後の体制
全職員を対象とする。
- エ 緊急非常体制の場合
全職員を対象とする。

(2) 動員の伝達

災害が発生した場合及びそのおそれがある場合には、総務課長より各課に伝達（本部が設置された場合は本部事務局が本部連絡員を通じて各部、班に伝達）するとともに、勤務時間内には庁内放送を通じて、勤務時間外には加入電話、携帯電話、防災行政無線、口頭その他の方法により、速やかに伝達を行う。

- ア 勤務時間内の場合
総務課長から各課長等及び消防団長に口頭又は電話で伝達するとともに、庁内放送により必要事項を放送する。



イ 勤務時間外の場合

宿直者の措置

宿直者は、加入電話、携帯電話、急使その他の方法によって、総務課長へ連絡する。

総務課長の措置

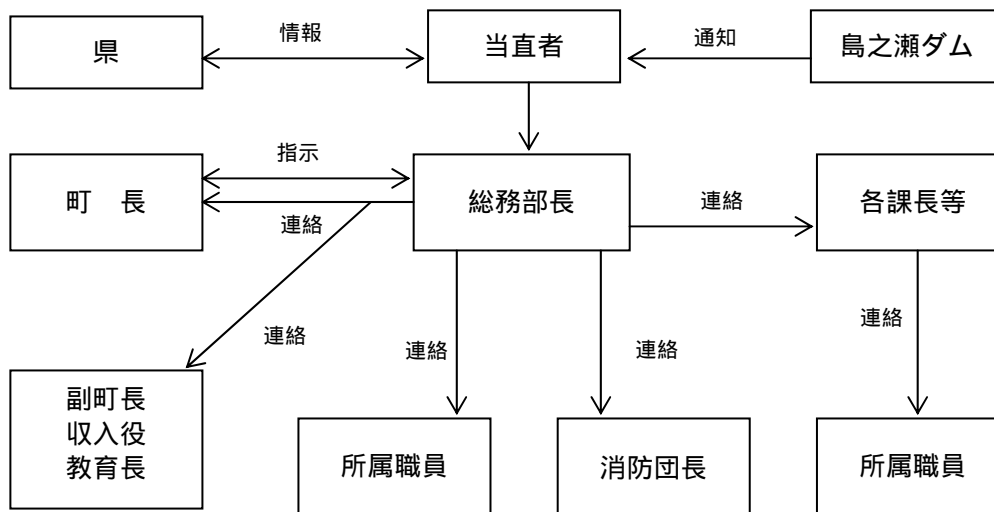
総務課長は、町長、副町長と協議して、別に定める職員防災体制編成表による配備内容を定め各課長に通知する。

各課等の措置

各課長等は、総務課長からの配備内容によって、関係職員の動員を行う。

消防団長の措置

消防団長は、本計画の定めるところによって、団員の動員・配備について措置する。



(3) 対策要員の調整

対策要員が不足する場合は、総務課長（本部設置後は総務部長）が要員の動員及び調整を行う。

(4) 動員状況の記録、報告

ア 各課長等は、課等の動員状況を記録し、総務課長（本部設置後は総務部長）に報告する。

イ 本部が設置された場合には、総務部長は各部の動員状況を取りまとめ、本部会議に提出し、本部長に報告する。

(5) 参集時の留意事項

ア 徒歩・自転車・バイクによる参集を原則とするが、状況により他の交通機関も利用し、

迅速な参集に努める。

イ 死傷者・火災等に遭遇した場合は、最寄りの消防機関・警察等に通報連絡するとともに、適切な処置をとる。

ウ 交通規制による検問に際した場合には、自己の所属・勤務場所・通行の目的等を告げ、通行許可を求める。

エ 参集途上において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに参集場所を統括する者に報告する。

被害状況としては、救出の必要箇所、医療の必要箇所、家屋・建物倒壊状況、火災情報、道路情報等とする。

(6) 職員防災体制編成表

非常配備及び動員のための「警戒体制及び配備体制の担当課室・人数」に基づく「職員防災体制編成表」を、平常時からあらかじめ作成しておき、職員に周知徹底する。

また、この編成表に変更が生じた場合は見直しを速やかに行い、職員に周知する。

第2節 情報計画

第1項 気象警報等の伝達計画（町総務部、大阪管区气象台、和歌山气象台）

1 計画方針

気象、地象、高潮、波浪、洪水に関する注意報及び警報等の周知徹底は、本計画による。

2 計画内容

(1) 注意報及び警報（津波に関するものは「第3章第2編 震災編」に記載。）

ア 注意報

和歌山地方气象台が気象業務法に基づき、気象現象等により県内のどこかに災害の発生が予想される場合、注意を喚起するために発表するもので、その種類、発表の基準は、次表のとおりである。

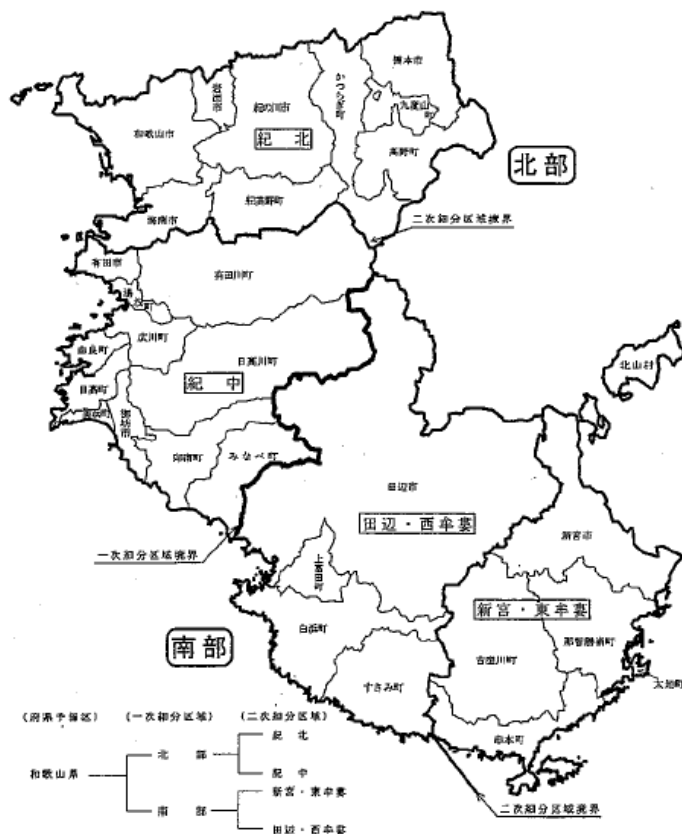
イ 警報

和歌山地方气象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等により県内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合、厳重な警戒を促すために発表するもので、その種類、発表の基準は、次表のとおりである。

ウ 注意報・警報における細分区域

和歌山地方气象台が注意報・警報でその区域を対象又は限定して発表する場合、本町の発表対象区分は、和歌山県北部のうち紀中に属する。

〔区域区分図〕



和歌山地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	風雪注意報	風雪によって災害が起こる恐れがある場合で、具体的な基準としては、雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。
		強風注意報	強風によって災害が起こる恐れがある場合で、具体的な基準としては、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。
		大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、平地では、1時間雨量が40mm以上、ただし、総雨量が90mm以上、または、3時間雨量が70mm以上、または、24時間雨量が180mm以上になると予想される場合。 山地では、1時間雨量が50mm以上、ただし、総雨量が160mm以上、または、3時間雨量が80mm以上、または、24時間雨量が200mm以上になると予想される場合。
		大雪注意報	大雪によって災害が起こる恐れがある場合で、具体的な基準としては、24時間の降雪の深さが平地では5cm以上、山地では20cm以上になると予想される場合。
		濃霧注意報	濃霧によって、交通機関に著しい障害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
		雷注意報	雷によって落雷または雷に伴うひょう、突風などによる災害の起こるおそれがある場合。
		乾燥注意報	空気の乾燥によって、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的な基準としては、実効湿度60%以下で最小湿度35%以下になると予想される場合。
		なだれ注意報	なだれによって、災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、積雪の深さが50cm以上あり、高野山の最高気温が10℃以上、またはかなりの降雨が予想される場合。
		着雪注意報	着雪によって災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、気温が-2℃～2℃で24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上と予想される場合。
		霜注意報	3月20日以降最低気温3℃以下で、晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物に著しい被害が予想される場合でや、冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合で、具体的な基準としては、沿岸部で最低気温が-4℃以下と予想される場合。	
	*1 地面現象 注 意 報	大雨、大雪などによる山くずれ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれがある場合。	
	高潮注意報	台風などによる海面の異常上昇によって、災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、潮位が東京湾平均海面(T・P)上、1.3m以上になると予想される場合。	
	波浪注意報	風浪、うねりなどによって災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、3m以上の波高(有義波高)が予想される場合。	
	*1 浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがある場合。	
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、平地では、1時間雨量が40mm以上、ただし、総雨量が90mm以上、または、3時間雨量が70mm以上、または、24時間雨量が180mm以上になると予想される場合。 山地では、1時間雨量が50mm以上、ただし、総雨量が160mm以上、または、3時間雨量が80mm以上、または、24時間雨量が200mm以上になると予想される場合。	
注 意 報	利 水 防 に 活 動 的 に 適 合 す る も の	*2 大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
		高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ
		洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ

種 類		発 表 基 準	
警 報	一般の 利用に 適合するもの	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがある場合で、具体的な基準としては、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
		暴風警報	暴風によって重大な災害が起こる恐れがある場合で、具体的な基準としては、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
		気象警報 大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、平地では、1時間雨量が70mm以上、ただし、総雨量が170mm以上、または、3時間雨量が120mm以上、または、24時間雨量が250mm以上になると予想される場合。 山地では、1時間雨量が80mm以上、ただし、総雨量が250mm以上、または、3時間雨量が150mm以上、または、24時間雨量が300mm以上になると予想される場合。
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こる恐れがある場合で、具体的な基準としては、24時間の降雪の深さが平地では20cm以上、山地では40cm以上になると予想される場合。
	*1 地面現象 警 報	大雨、大雪などによる山くずれ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれがある場合。	
	高潮警報	台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、潮位が東京湾平均海面（T・P）上、1.8m以上になると予想される場合。	
	波浪警報	風浪、うねりなどによって重大な災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、6m以上の波高（有義波高）が予想される場合。	
	*1 浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがある場合。	
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがある場合で、具体的な基準としては、平地では、1時間雨量が70mm以上、ただし、総雨量が170mm以上、または、3時間雨量が120mm以上、または、24時間雨量が250mm以上になると予想される場合。 山地では、1時間雨量が80mm以上、ただし、総雨量が250mm以上、または、3時間雨量が150mm以上、または、24時間雨量が300mm以上になると予想される場合。	
	用水に防 も適活 の合動 すの利	*2	大雨警報
		高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ
		洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ

- (注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、みなべ町が属する二次細分区域「紀中」の数値を示す。
この数値は和歌山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によっては災害発生を予想する際の具体的な基準である。
2. (1) 気象官署の値である。
(2) *1 この注意報、警報は表題を出さずに、気象注意報、警報に含めて行う。
(3) *2 この水防活動の利用に適合する注意報、警報は一般の利用に適合する注意報、

(2) 火災警報

消防法第22条に基づき和歌山地方気象台が、気象の条件から火災の予防上危険であると認めるとき知事に火災気象通報を通報するもので、その基準は次のとおりである。

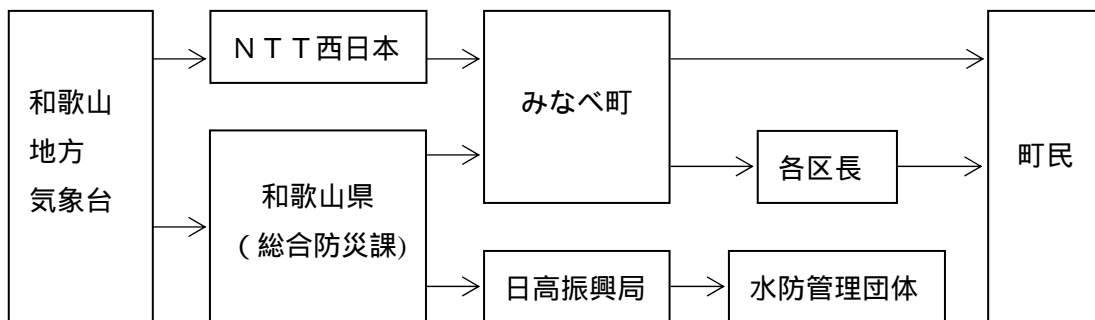
- ア 実効湿度が60%以下(1)で、最小湿度が35%(1)となり、最大風速が8 m/s以上(2)の風が吹くと予想される時。
 - イ 平均風速が12m/s以上(2)の風が1時間以上連続して吹くと予想される時。
- ただし、降雨や降雪が予想される場合は、通報しないこともある。
- 1 は和歌山地方気象台の値
 - 2 は和歌山県北部の予想

火災気象通報を受けた知事は消防法第22条第2項に基づき町長に伝達する。

知事から通報を受けた町長は消防法第22条第3項に基づき火災警報を発令することができる。また組合消防本部管理者が自ら気象の条件が火災の予防上危険と認められるとき、みなべ町条例に基づき火災警報を発令することができる。

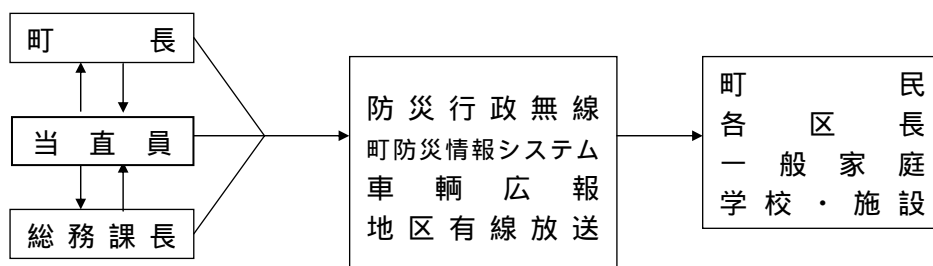
(3) 注意報・警報の伝達

ア 気象注意報・警報の伝達経路



イ 本町における措置

県・警察などから町に通知される警報等は、平常時の勤務時間中にある場合は総務課が受領する。通知が時間外の場合は当直員が受領し、次の経路により速やかに伝達を行う。



各課長は、県の機関又は警察の機関から予報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、町民、町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知方法は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 広報車、宣伝車による。
- (イ) 防災行政無線、町防災情報システム、有線放送による。
- (ウ) 伝達組織を通じる。
- (エ) サイレン、警鐘等による。
- (オ) 加入電話による。
- (カ) 携帯電話による。
- (キ) 窓口等への掲示による。

前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において予報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

電報電話局から、警報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該予報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される予報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。

県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努める。

災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、予報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。

総務課長は、予報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱責任者を明らかにし、かつ事後の参考のための書類を作成し保存する。

(4) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関に、火災に関する場合は消防機関に、またその他の現象の場合は町長、警察官に通報する。

イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官等は直ちに町長及び所轄警察署長等に通報する。

ウ 町長の通報

上記の ・ によって異常現象を承知した町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

エ 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示す。

- 気象に関する事項、竜巻、強い降ひょう、豪雨等、著しく異常な気象現象
- 水象に関する事項、異常潮位（津波を含む）異常波浪

オ 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の町民及び関係機関に周知徹底を図る。

（気象業務施設概要 資料編 28頁参照）

第2項 被害情報等の収集計画（総務部）

1 計画方針

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、町長は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して県知事に報告する。

2 計画内容

(1) 被害情報の早期収集

被害の規模を推定するため、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等の早期収集に努める。

また119番通報が殺到する状況等の情報も積極的に収集する。

(2) 災害報告責任者

災害時の被害状況の把握は、災害対策業務執行上極めて重要なものである。災害報告責任者は総務課長と定める。

なお、火災、救急、救助、爆発、漏洩等特殊事故については消防長が報告を行う。

(3) 災害報告の取扱要領

ア 報告すべき災害

発生原因 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害

報告の基準

この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行う。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(イ) 府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

(ウ) 災害が2府県以上にまたがるもので、一の府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

(オ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)～(エ)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

(カ) 地震が発生し、当該府県の区域内で震度4以上の記録をしたもの

(キ) 災害の発生が県下で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの

(ク) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

イ 災害報告の種類

災害即報

(被害状況即報及び災害概況即報様式 資料編 39頁参照)

被害状況報告

(被害状況報告様式 資料編 42頁参照)

(4) 災害即報及び被害状況報告要領

ア 災害即報

災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告する。

災害即報は、次の系統によって迅速に行う。

ただし、町が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。（基本法第53条第1項）

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行う。

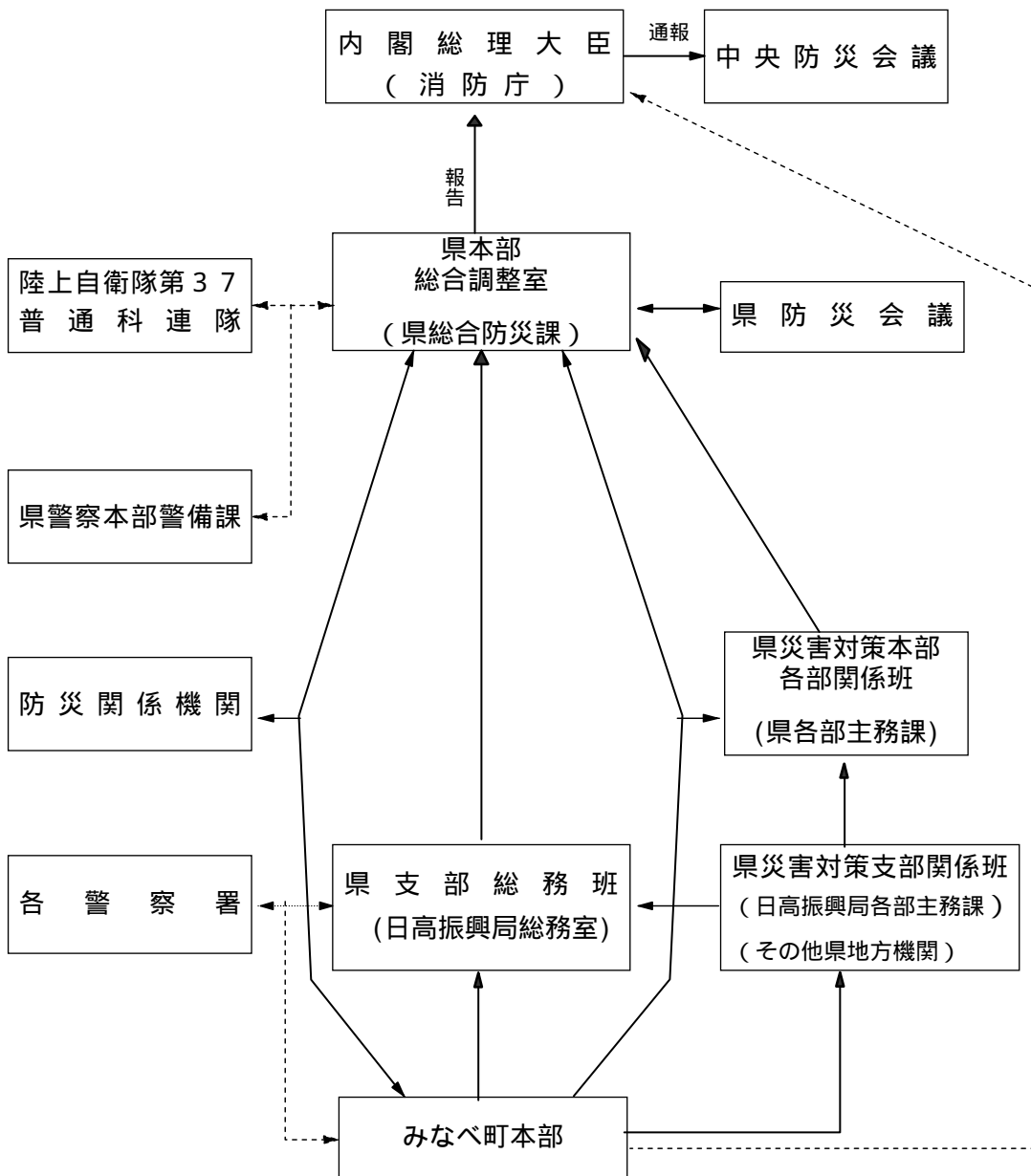
119番殺到状況については、町から県の他、直接国へも報告する。

町及び防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

報告に当たっては、加入電話、無線電話、ファクシミリ、中央防災無線（緊急連絡用回線）等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにする。

災害即報事項は、管内の警察署（交番、駐在所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うとともに、防災担当課と被害区分に応じた関係課の連絡を密にする。

【災害即報系統図】



(注) 町が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。

通常時（消防庁防災情報室）

NTT回線 電話番号：03-5253-7527 FAX番号：03-5253-7537

消防防災無線 電話番号：7527 FAX番号：7537

地域衛星通信ネットワーク 電話番号：TN-048-500-7527 FAX番号：TN-048-500-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

NTT回線 電話番号：03-5253-7777 FAX番号：03-5253-7553

消防防災無線 電話番号：7782 FAX番号：7789

地域衛星通信ネットワーク 電話番号：TN-048-500-7782 FAX番号：TN-048-500-7789

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

町は、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。

町は、支部総務班を通じて本部総合調整室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合調整室に直接報告する。

本部が設置されない場合も上図に準じる。

点線は、連絡調整をする関係機関である。

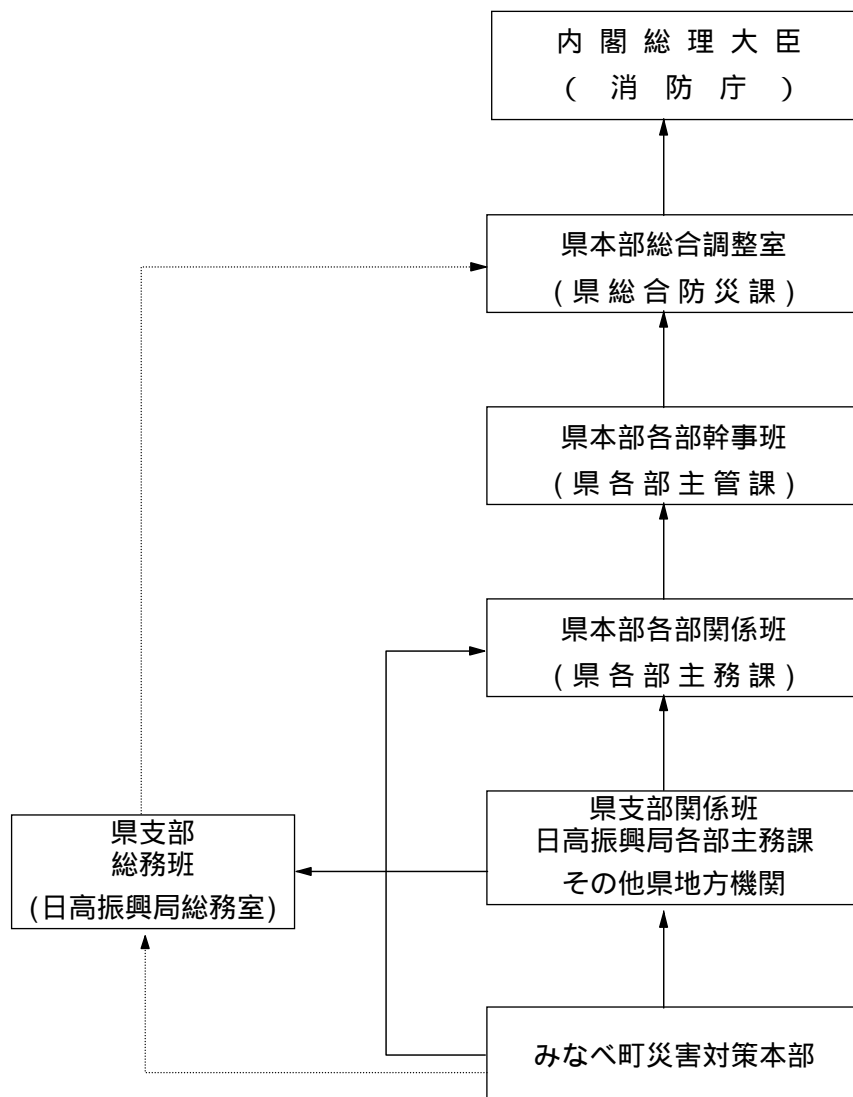
イ 被害状況報告

被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行う。

被害状況報告事項は、次の系統によって行う。

被害確定報告は、災害応急対策を終了した後速やかに行うものとし、基本法第53条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第22条に基づく消防庁長官あて文書を各一部消防庁あて送付する。

【被害状況報告系統図】



(注) 本部が設置されない場合も上図に準じる。

点線は、連絡調整をする関係機関である。

ウ 被害種別系統

被害区分	町からの報告先
人的被害及び住宅等一般	西牟婁振興局健康福祉部
土木関係	日高振興局建設部等
農業関係	日高振興局産業振興部農業振興課
耕地関係	日高振興局産業振興部農地課
林業関係	日高振興局産業振興部林務課
水産関係	日高振興局産業振興部産業総務課
漁港関係	日高振興局建設部河港課
公共施設関係	日高振興局各課
商工業関係	日高振興局産業振興部
観光関係	日高振興局産業振興部
自然公園関係	西牟婁振興局健康福祉部環境衛生課
衛生関係	田辺保健所
その他	日高振興局総務室
災害に対してとられた措置の概要	日高振興局総務室

(5) 被害の収集及び調査要領

- ア 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。
特に、初期の状況は自治会（区会）を通じて直ちに町本部に通報されるよう、平素から連絡を密にし体制を整えておく。
- イ 災害が発生したときは、直ちに各担当が災害調査班を編成して被害状況等を調査する。
- ウ 被害調査に当たっては、「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づき判定する。
- エ 被害が甚大なため町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- オ 状況の収集、調査については警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
- カ 最終的には、概ね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

(被害状況認定及び報告書記入の基準表 資料編 43頁参照)

第3項 災害通信計画（総務部）

1 計画方針

気象予報等の伝達、災害情報（被害状況及び応急対策実施状況等）の収集並びに応急対策の指示伝達、災害時における通信連絡は本計画による。

2 計画内容

（1）災害時における通信連絡の基本

災害通信連絡のためには、公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、災害時の一般公衆通信は輻輳し、また電話線が切断したり交換設備が故障して通信できなくなることがあるので、こういった影響を受けにくい無線通信の活用を考慮しておく必要がある。

（防災無線 資料編 46頁参照）

（災害時優先電話 資料編 46頁参照）

（2）災害時における通信方法の特例

災害時においては、条件さえ満たせば、あらゆる通信設備を利用することが可能である。

ただ、災害通信の実施については、その手続や実施できる場合等について、法律等に詳しい規定があることに注意する必要がある。災害時に利用することが予想される設備の設置者との間には、あらかじめ必要な協議を行っておく。

ア 基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

災害に関する予報の伝達及び応急措置の実施等に関し、緊急かつ特別の必要があるときは、各関係機関は、基本法第57条及び第79条に基づき、次の方法により通信設備を優先的に利用し、又は使用し、通信連絡を確保する。

公衆電気通信設備の優先利用

a 非常通話	
要件	(ア) 風水害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、下に掲げる市外通話は、非常通話として取り扱われ、他のすべてに先だって最優先的に接続される。 (イ) 原則として、あらかじめ市外交換取扱局の承認を受けた番号の加入電話で請求しなければならないが、相手方の電話番号は登録しておく必要はない。 (ウ) 非常通話の請求に際しては、非常通話の必要な理由を市外交換取扱局に説明しなければならない。なお、説明を求められた場合には、非常通話の必要な理由を具体的に説明しなければならない。

対象通話	<p>(a) 地震若しくは地動の観測の報告、又は予報を内容とし、気象機関相互間において行うもの</p> <p>(b) 津波が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報又はその警戒若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とし、水防機関（消防機関を含む）相互間において行うもの</p> <p>(c) 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とし、消防機関又は災害救助機関相互間において行うもの</p> <p>(d) 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とし、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの</p> <p>(e) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とし、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの</p> <p>(f) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とし、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの</p> <p>(g) 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とし、警察機関相互間において行うもの</p> <p>(h) 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とし、地震その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者が、その災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行うもの</p>
b 緊急通話	
要件	<p>(ア) 火災その他の緊急事変が発生し、又は発生するおそれがある場合において、下に掲げる市外通話は、緊急通話として取り扱われ、他の一般市外通話に先だてて接続される。</p> <p>(イ) 原則として、あらかじめ市外交換取扱局の承認を受けた番号の加入電話で請求しなければならないが、相手方の電話番号は登録しておく必要はない。</p> <p>(ウ) 緊急通話の請求に際しては、その必要な理由を市外交換取扱局に説明しなければならない。なお、説明を求められた場合には、緊急通話の必要な理由を具体的に説明しなければならない。</p>
対象通話	<p>(a) 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とし、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、また、これらの機関相互間において行うもの</p> <p>(b) 地震災害に際し、その災害状況を報道するため、新聞社、放送事業者、又は通信社の機関相互間において行うもの</p>
c 非常電報	

要件	<p>(ア) 震災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は、非常電報として取り扱われ、他のすべての電報に先だって伝送及び配達される。</p> <p>(イ) 非常電報を発信するときは、発信人は非常電報であることを告げる。</p> <p>(ウ) 非常電報を発信する場合において、電報取扱局の請求があるときは発信人はその電報が非常電報に該当するものであることを証明しなければならない。</p>
対象電報	<p>(a) 津波が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報、又は、その警戒、若しくは予防のための緊急を要する事項を内容とし、水防機関（消防機関を含む）相互に発受するもの</p> <p>(b) 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とし、消防機関又は災害救助機関相互間に発受するもの</p> <p>(c) 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送確保に関し、緊急を要する事項を内容とし、輸送の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの</p> <p>(d) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とし、通信の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの</p> <p>(e) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とし、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの</p> <p>(f) 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とし、警察機関相互間に発受するもの</p> <p>(g) 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とし、震災、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対し発受するもの</p>
d 緊急電報	
要件	<p>(ア) 火災その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、下に掲げる電報は、緊急電報として取り扱われ、他の一般電報に先だって伝送及び配達される。</p> <p>(イ) 緊急電報を発信するときは、発信人は、緊急電報であることを告げる。</p> <p>(ウ) 緊急電報を発信する場合において、電報取扱局の請求があるときは、発信人はその電報が緊急を要するものであることを証明しなければならない。</p>
対象電報	<p>(a) 船舶又は航空機の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とし、遭難の事実を知った者と、その救援に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間を発受するもの</p> <p>(b) 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とし、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの</p>

有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者等が設置する有線、無線通信設備の使用各関係機関は、次に掲げる者が設置する有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確

保する。

ただし、基本法第57条による予報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた
手続により行う。

a 警察事務を行う者	e 気象業務を行う者
b 消防事務 "	f 鉄道事業 "
c 水防事務 "	g 電気事業 "
d 海上保安事務 "	h 自衛隊の任務 "

放送法第2条第3号に規定する放送局の利用

a 各関係機関は、放送法第2条第3号に規定する放送局とあらかじめ定めた手続により災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求める。
b 各放送局は、災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求められた場合、最も効果的な時間、放送系統及び局所によって、有効、適切な放送を行う。

イ 電波法等に基づく非常通信の利用

災害時において有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第52条等の規定に基づき、次の方法により非常通信の利用を図り、通信連絡を確保する。

非常通信実施の時期 地震、台風、洪水、津波、火災、暴動その他非常の事態が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において、有線通信の利用ができないか、又は利用することが著しく困難な場合実施することができる。
非常通報の内容 人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、又は秩序の維持のための通信、例えば、次のような内容の通信
a 人命救助に関するもの
b 天災の予警報及び天災その他災害の状況に関するもの
c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの
d 非常事態が発生した場合に、郵政大臣が命令して、無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令に関するもの
e 非常事態が発生した場合の収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持、又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
f 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
h 遭難者救護に関するもの
i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
j 鉄道線路、道路、電力施設、通信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理、復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
k 基本法第57条の規定に基づき、知事又は町長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの

l 基本法第79条の規定に基づき、指定行政機関の長、知事又は町長が、災害の応急措置を実施するため必要な緊急通信に関するもの

m 防災関係機関相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの

非常通報を利用できる者

a 非常通信協議会構成員

b 町、県、官庁（公共企業体を含む）

c 県及び町の防災会議及び災害対策本部

d 日本赤十字社

e 全国消防長会

f 電力会社

g 鉄道会社

h 新聞社、通信社、放送局

i その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

非常通報の依頼要領

a 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。

b 片仮名又は通常の文書体で記入する。

c 一通の通信文は、なるべく200字以内（通常の文書体の場合は、片仮名に換算して200字以内）とする。

d 特に必要があれば何通でもだせる。

e あて先の住所、氏名及び分かれば電話番号を記入する。

f 必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。

g 発信人の住所、氏名及び電話番号を記入する。

h 頼信紙の記事欄又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。

ウ 有線電気通信法第8条第1項の規定による有線電気通信設備の使用

震災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するときは、一般に有線電気通信設備の設置者は、その設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の通信の用に供してもよいこととなっているので、設置者の協力を得て、通信連絡を確保する。

(3) 町防災行政無線の概要

本庁の防災行政無線設備及び機器等の状況は、第2章第18節「情報収集伝達体制整備計画」を参照。

(4) 県庁と町との間の連絡ルート

（非常通信経路（町防災系） 資料編 47頁参照）

（消防用県内共通波無線非常通信経路 資料編 47頁参照）

第4項 災害広報計画（総務部）

1 計画方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、町民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。

また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努める。

2 計画内容

（1）町における広報

ア 広報担当者

災害時における広報活動は、原則として総務班を通じて行う。

イ 広報資料の収集

広報資料の収集は、第2項「被害情報等の収集計画」に定めるところによるが、なお、次のことに努める。

広報班に写真班を置き、状況に応じ現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

本部各班で撮影した災害現場写真を収集する。

本部各部班は、人心安定のため広報資料の提供を積極的に行う。

広報は、概ね次の事項を重点とする。

被害の状況

応急対策実施状況

一般住民に対する被災者への協力及び注意事項

ウ 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。

特に、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に配慮したものでなければならない。

被害の状況

気象予警報に関する情報

二次災害に関する情報

町民に対する避難準備情報の提供、避難勧告・指示の状況

医療救護所及び避難所の開設状況

被災者の安否に関する情報

災害対策本部の設置及び応急対策実施状況

ライフラインの被害及び復旧見通し状況

主要道路状況

交通機関の運行状況及び交通規制の状況

町民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

その他生活情報等必要と認める情報

エ 広報手段

町民に対する広報手段は、状況に応じ次による。

なお、報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として、本部広報班を通じて行う。

ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報

有線放送による広報

防災行政無線、町防災情報システムによる広報

広報車による巡回広報

防災ヘリコプター等による広報

広報紙、チラシ、ポスター等の作成

インターネットによる広報

アマチュア無線による広報

オ 報道機関に対する報道要請

テレビ、ラジオ

町が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として振興局を經由して県知事あてに、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明かにして要請する。

ただし、県と町との通信途絶等特別の事情がある場合は、町から直接放送局に対し要請できる。

放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送する。

(2) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、それぞれの措置を執るとともに、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するよう要請する。

ア 日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山

災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関係番組の編成をする。

県その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

イ 関西電力株式会社和歌山支店

広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について町民への周知徹底に努める。

ウ ガス会社等

広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや、ガス漏れによる事故防止について、町民への周知徹底に努める。

エ 西日本電信電話株式会社和歌山支店

広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、町

民への周知に努める。

オ 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社

被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内書等に掲示し、かつ報道機関等により、一般への周知を図る。

災害時において、町から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

(3) 公聴活動

被災者の相談に応じるため、また情報提供を行うため、次の事項を定めておく。

ア 相談窓口の設置及び実施体制

次のような方法により被災者の相談、要望、苦情の聴取、及び情報提供を行う。

被災地、避難所等に相談所を設ける。

広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

本部に相談窓口を設置するとともに、連絡先の周知を図る。

なお時間の経過により、被災者等の関心が多様になるとともに、各種の支援施策の展開によりその問い合わせも増大していく。従って、状況に応じた情報提供、公聴活動態勢を講じることが必要である。

イ 総合的情報提供

被災地の災害対策本部には、全国各地から安否確認や交通の状況などの広範囲な問い合わせが殺到する。このような問い合わせに本部が対応することで本部機能に支障を生じさせることがないよう、次のような方法で対応する。

電話専用の窓口を設置する。

町ホームページに必要情報を掲示する。また国、県の災害情報提供システム、及びインターネットポータルサイト事業者等に情報提供する。

通信事業者による安否確認情報提供システム(災害用伝言板サービス)を案内し活用を図る。

第3節 消防計画 (消防部)

1 計画方針

消防活動は、消防組織法第6条に規定するように町及び日高広域消防事務組合がその責任において行う。なお大災害等の場合は、県及びその他防災機関に対し、関係法令の規定によって応援を要請して消防活動を実施する。

2 計画内容

(1) 組織

(みなべ町消防団組織図 資料編 48頁参照)

(2) 消防情報の収集

情報の収集は、被害状況等の収集計画及び「火災報告取扱要領」による。「火災即報」については、次のいずれかに該当する火災について、火災発生後直ちに電話・ファクシミリ等によって報告する。また、火災、救急、救助、爆発、漏えい等大事故に関するものは組合消防本部において実施する。

(火災即報様式 資料編 49頁参照)

- ア 死者3名以上生じた火災
- イ 死者及び負傷者の合計が10名以上生じた火災
- ウ 特定防火対象物で死者の発生した火災
- エ 高層建築物の11階以上の階において発生した火災で利用者等が避難した火災
- オ 特定違反對象物の火災
- カ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- キ 損害額1億円以上と推定される火災
- ク 焼損面積10ヘクタール以上と推定される林野火災
- ケ 空中消火を要請した林野火災
- コ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い林野火災
- サ 航空機火災(火災発生のおそれのあるものを含む。)
- シ タンカー火災のほか社会影響度が高い船舶火災
- ス トンネル内車両火災
- セ 列車火災
- ソ その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災

(3) 警報等の周知徹底

消防機関による災害に関する警報、避難の指示、応急措置の状況等については、第2節第1項「気象警報等の伝達計画」及び第2節第4項「災害広報計画」の定めるところにより、速やかに町民に対して周知徹底を図る。

(4) 非常事態の場合における相互応援

本部長又は消防長は、災害の規模により必要な場合は、県内市町及び組合消防本部において締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定に基づき、応援を要請する。

(第18節「相互応援計画」を参照。)

(5) 消防業務の内容

ア 火災の予防、警戒

第2章第7節に規定する「火災予防計画」によるもののほか、突発的な火災発生又はその恐れがある場合は、人命危険の発見、排除に努め、火災の予防警戒にあたる。

イ 火災の防御活動

火災の発生又は発生するおそれがあるときは、消防団員は町消防団員の定員、任免、服務に関する条例の定めによりただちに出動する。

火災防御活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場指揮者は保有する消防力の全能力をあげ、あらゆる戦術を持って延焼を防止するための体制をとる。

ウ 人命救助

火災に対する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。現場指揮者は火災現場に到着したら、要救助者の有無を確認し、必要があれば探索を実施する。

要救助者があれば、日高広域消防事務組合と協力し、救出、援護救急の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

エ 情報の伝達

団員は火災状況等、現場到着後の状況を移動無線を使って分団長及び団長に直ちに報告する。

役場においては移動無線の内容を絶えず傍受し、情報の収集につとめる。

オ 火災の原因と損害の調査

消防法第31条により、火災の原因、損害の調査は、日高広域消防事務組合が行う。

(6) 火災出動計画

ア 第1次出動

火災を認知したとき又は火災の初期の場合は、出動区分を分団単位とし、該当しない分団も出動準備を整え、出動態勢をとる。

なお、林野火災において出火場所が分団の境界付近の場合はそれぞれの分団が出動する。

イ 第2次出動

火災が延焼拡大の恐れがある場合は、他の分団へ出動要請を行う。

ウ 第3次出動

大火となった場合は、全分団に出動要請を行う。

エ 自主出動

町内で震度5強の地震が発生した場合、又は火災が発生すると予想されるときは、出動要請を待たずにただちに自主出動し警戒にあたる。

才 特命出動

消防団長より特別に出動命令があった場合。

第4節 水防計画（消防部）

1 計画方針

洪水や土砂流出による被害を軽減し、公共の安全を保持するために、町内の水防活動の円滑な実施を目的とし、水防業務の大綱を示す。なお詳細は、別に定める「みなべ町水防計画」による。

2 計画内容

(1) 水防組織

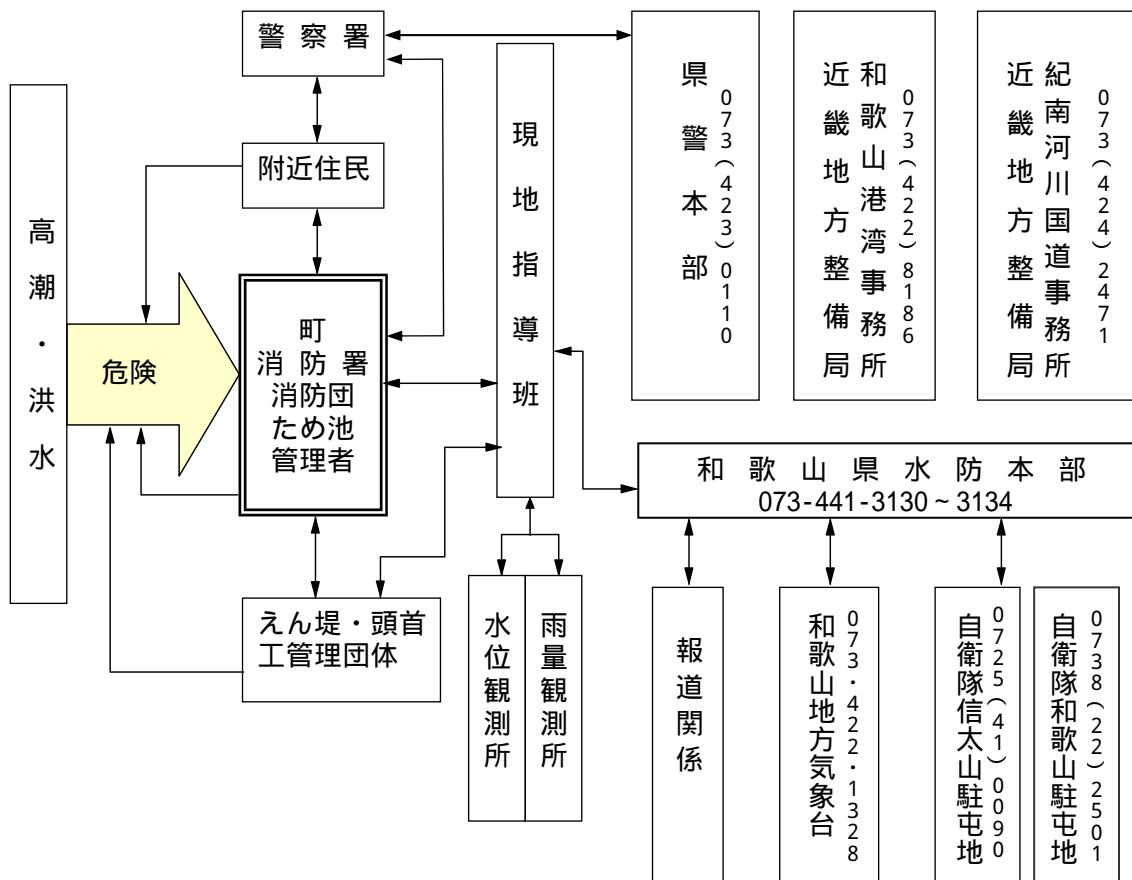
ア 水防本部

水 防 本 部		
本 部 長		町 長
副本部長（渉外対策部長）		副町長
本 部 員	総 務 対 策 部 長	総務課長
	出 納 "	収入役
	民 生 "	保健福祉課長
	土 木 "	建設課長
	経 済 "	産業課長
	上下水道 "	上下水道課長
	文 教 "	教育長
	水 防 "	消防団長
	島之瀬ダム "	産業課長

イ 水防団組織

水防団組織は、本町消防組織をもってこれにあてる。（第3章第1編第3節「消防計画」参照）

(2) 水防連絡体系



(3) 非常配備

ア 水防本部の非常配備態勢

常時勤務から水防非常配備態勢への切替えを确实・迅速に行うとともに、勤務を適当に交代休養させ、長期間にわたる非常勤務活動への完遂を期するため、次の要領による非常配備を行う。

水防非常配備の種類と基準

種類	配備内容	発令基準（時期）
水防配備態勢第1号	少数の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに収集その他の活動ができる態勢。	今後の気象情報に注意し、警戒する必要があるが具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、まだかなり時間的余裕があると認められるとき。
第2号	所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要の事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢。	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、又は水防活動が開始され、1号配備では不十分と考えられるとき。
第3号	所属人員全員を動員する完全な水防態勢。	事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想されるとき、あるいは大規模な水防活動が行われ2号配備で処理しかねると認められるとき。

非常配備要領

水防配備態勢 第 1 号	1 箇班が24時間交代として配備、水防事務に当たらしめ、自動車 2 台又は所有台数の半数以上を待機させること。
“ 第 2 号	2 箇班が24時間交代として配備、水防事務に当たらしめ、自動車は緊急自動車を含め所有数以上を待機させること。
“ 第 3 号	水防計画において定める全員をもって一応解除まで継続勤務するものとし、もし事態が長引くときは、所属長において適宜交代させる。

発令及び解除

非常配備につく時期は水防本部長が上記の基準により発令する。

配備態勢の解除は、本部長が行う。

なお、勤務時間外における水防配備の迅速化を期するため、水防本部において、管内に大雨・洪水・高潮等の注意報が発表され、今後、水防活動が行われると考えられる場合、警戒待機を行う。

イ 水防本部の非常配備

消防団の非常配備発令は、次の場合に発する。

(ア) 水防管理者(本部長：町長)自らの判断により必要と認める場合

(イ) 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報事項の伝達を受けた場合

(ウ) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

非常配備の種類と発令時期

種類	配 備 内 容	発 令 時 期
待 機	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、消防団長はその後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に移り得るような状態におく。	水防管理者が必要と認めたと き。 洪水予報が発せられたとき。
準 備	消防団長、団員、班長等は、所定の詰所に集合し、資器材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所へ、また水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。	河川の水位が通報水位に達し、 なお上昇のおそれがあり、かつ出 動の必要が予測されるとき。
出 動	消防団の全員が指定の詰所に集合し、警戒する。	河川の水位が警戒水位(はん濫 危険水位)に達しなお上昇のおそ れがあるとき。

非常配備の発令・解除

水防管理者自らの判断により認められた場合、水防警報指定河川においては知事からその警報事項の伝達を受けた場合、又は緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合は、消防団の非常配備を発令する。

水防管理者は、非常配備を発令したときは直ちに日高振興局建設部長に報告する。

水位が下がり洪水の危険がなくなったとき、又は漏水等の危険がなくなったときは、水防態勢を解除し、その旨日高振興局建設部長に報告する。

振興局建設部長への報告は、町水防計画で定めている。

(4) 雨量・水位の観測通報

ア 雨量の観測・通報

水防担当課長は、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、絶えず次の通り水防本部に報告する。

水防担当課長は、次の場合には、毎時観測通報を行う。

(ア) 総雨量が80ミリに達したとき。

(イ) 時間雨量が20ミリを越えたとき。

イ 水位の観測・通報

水防担当課長は、常に水位観測所と連絡を取り、水位の変動を監視し、指定水位に達したときから随時水防本部に連絡する。

(水位観測所 資料編 50頁参照)

水位通報観測箇所

河川名	観測地点	通報水位 (水防団待機水位)	警戒水位 (はん濫注意水位)	特別警戒水位 (避難判断水位)	計画高水位 (はん濫危険水位)	観測 通報者
南部川	谷口 須賀橋	2.00m	2.20m	2.40m		日高振興局 建設部
"	滝 高城橋	3.40m	4.00m	-		"

特別警戒水位(避難判断水位)は、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であって、その水位に到達したときは水防管理者及び量水標管理者に通知され一般に周知される。

(5) 水防信号

方法	警 鐘 信 号			サ イ レ ン 信 号				
	警	鐘	信 号	サ	イ	レ	ン	信 号
第1信号	休止	休止	休止	-5秒	休-10秒	-5秒	休-10秒	-5秒
第2信号	-	-	-	-5秒	休-5秒	-5秒	休-5秒	-5秒
第3信号	-	-	-	-10秒	休-5秒	-10秒	休-5秒	-10秒
第4信号	乱打			-1分	休-5秒	-1分		

- 第1信号 警戒水位（はん濫危険水位）に達したとき
- 第2信号 水・消防機関に属する者全員出動
- 第3信号 該当区域内に居住する者が出動
- 第4信号 立退の指示

(6) 重要水防箇所

町内の河川、海岸等で水防上特に重要と思われ注意を要する箇所は、多く存在する。（詳細は、第2章第1節第1項「河川防災計画」を参照のこと）。水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておくものとし、河川、海岸等の管理者は当該施設の保全に努め、水防管理者との連携を密にし、水防活動が円滑に行われるように努める。

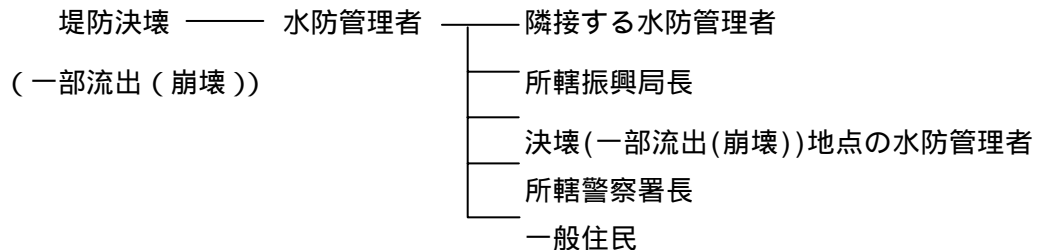
（知事管理河川重要水防箇所 資料編 2頁参照）

（重要な水こう門 資料編 2頁参照）

(7) 決壊（一部流出（崩壊））の通知

ア 堤防等が決壊（一部流出（崩壊））した場合は、水防管理者は直ちに所轄振興局長及び氾濫の恐れのある隣接水防管理者に通報する。

（通報系統図）



イ 水防管理者等は、堤防その他の施設が決壊（一部流出（崩壊））したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第5節 り災者の救助保護計画

第1項 災害救助法の適用計画（総務部）

1 計画方針

災害時におけるり災者の救助及び保護は本計画による。災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性からその一部については知事からの通知により町長が行う。

2 計画内容

（1）適用基準

救助法による救助の適用は、同一災害による町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

ア 全壊、全焼、流出により住宅の滅失した世帯（以下「被害世帯」という）が40世帯以上になったとき。（適用基準では、人口が5,000人以上15,000人未満の市町の場合、被害世帯数40世帯と定められている）

イ 被害世帯数が40世帯に達しないが被害が相当広範囲な地域にわたり県下の被害世帯数が1,500世帯以上の場合は、20世帯（アの半数）以上に達したとき。

ウ 被災世帯がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり全県下の滅失世帯が7,000世帯に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害を受けた者の救護を著しく困難とする次の特別の事情があること。

災害を受けた者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害を受けた者の救出について特殊の技術を必要とすること。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって次の基準に該当すること。

災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

災害を受けた者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害を受けた者の救出について特殊の技術を必要とすること。

オ 住宅が滅失した世帯（全壊、全焼、流出）の算定に当たっては、住宅が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯の二世帯をもって、住宅が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、三世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した一世帯とみなす。

（2）救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件、その他の状況によって知事が必要と認める範囲において実施する。

< 救助法による救助の種類 >

- ア 避難所の設置
 - イ 応急仮設住宅の設置
 - ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - エ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - オ 医療及び助産
 - カ 災害を受けた者の救出
 - キ 災害を受けた住宅の応急修理
 - ク 援護資金の貸付等
 - ケ 学用品の給与
 - コ 埋（火）葬
 - サ 遺体の搜索
 - シ 遺体の処理
 - ス 障害物の除去
 - セ 応急救助のための輸送費
 - ソ 応急救助のための賃金職員等雇上費
- （災害救助法による救助の程度・方法及び期間 資料編 51頁参照）

第2項 被災者生活再建支援法の適用計画（総務部、住民対策部）

1 計画方針

風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画による。支援金の支給事務は、被災者生活再建支援法に基づき、県から委託された被災者生活再建支援法人が実施するが、一部は町が法人から委託を受けて実施する。

支援法の適用基準等は、次のとおりである。

2 計画内容

（1）適用基準

暴風・豪雨・洪水・高潮等の自然災害により生じた町の被害が次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

- ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した町における自然災害
- イ 町内で10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- ウ 県内で100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- エ 隣接する市町が本制度の適用を受け、町内で5以上の世帯の住宅が全壊した自然災害

（2）対象世帯と支給限度額

自然災害によりその居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収

入合計額と世帯主の年齢が下表の区分に該当する世帯が対象となる。

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により当該住宅を解体した世帯
- ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

（対象世帯と支給限度額 資料編 54頁参照）

（3）住宅の被害認定

被害認定については、認定基準「災害の認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府制作統括官（防災担当）通知）」により町が行う。

（4）支援金の対象経費

（支援金の対象経費 資料編 54頁参照）

（5）申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、下記の書類を町担当窓口へ提出することが必要となる。

- ・被災者生活再建支援金支給申請書
- ・り災証明書
- ・所得証明書
- ・住民票又は外国人登録済み証明書
- ・預金通帳の写し
- ・要援護世帯であることが確認できる書類
- ・支出を証明する領収書・契約書の写し等

（6）町の事務内容

- ・制度の周知（広報）

住宅の被害認定

り災証明書等必要書類の発行

被災世帯の支給申請等に係る窓口業務

支給申請書の受付・確認等

支給申請書等のとりまとめ及び県への送付

使途実績報告書の受付・確認等

支援金の支給（被災者の口座振り込みによる場合を除く。）

支援金の返還に係る請求書の交付

加算金の納付に係る請求書の交付

延滞金の納付に係る請求書の交付

返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金

- ・その他上記に係る付帯事務

「 」は、各団体で行う事務、「 」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務

(7) その他

収入額の算定、支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・事務次官通達等に基づき行う。

第3項 避難計画（総務部、住民対策部、文教部他）

1 計画方針

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための指示勧告及び避難所の開設並びに収容保護は本計画による。

2 計画内容

(1) 避難の勧告・指示の発令・解除（総務部）

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

また、避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と災害時要援護者等の避難開始を促すため「避難準備情報」を伝達する。

なお、「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

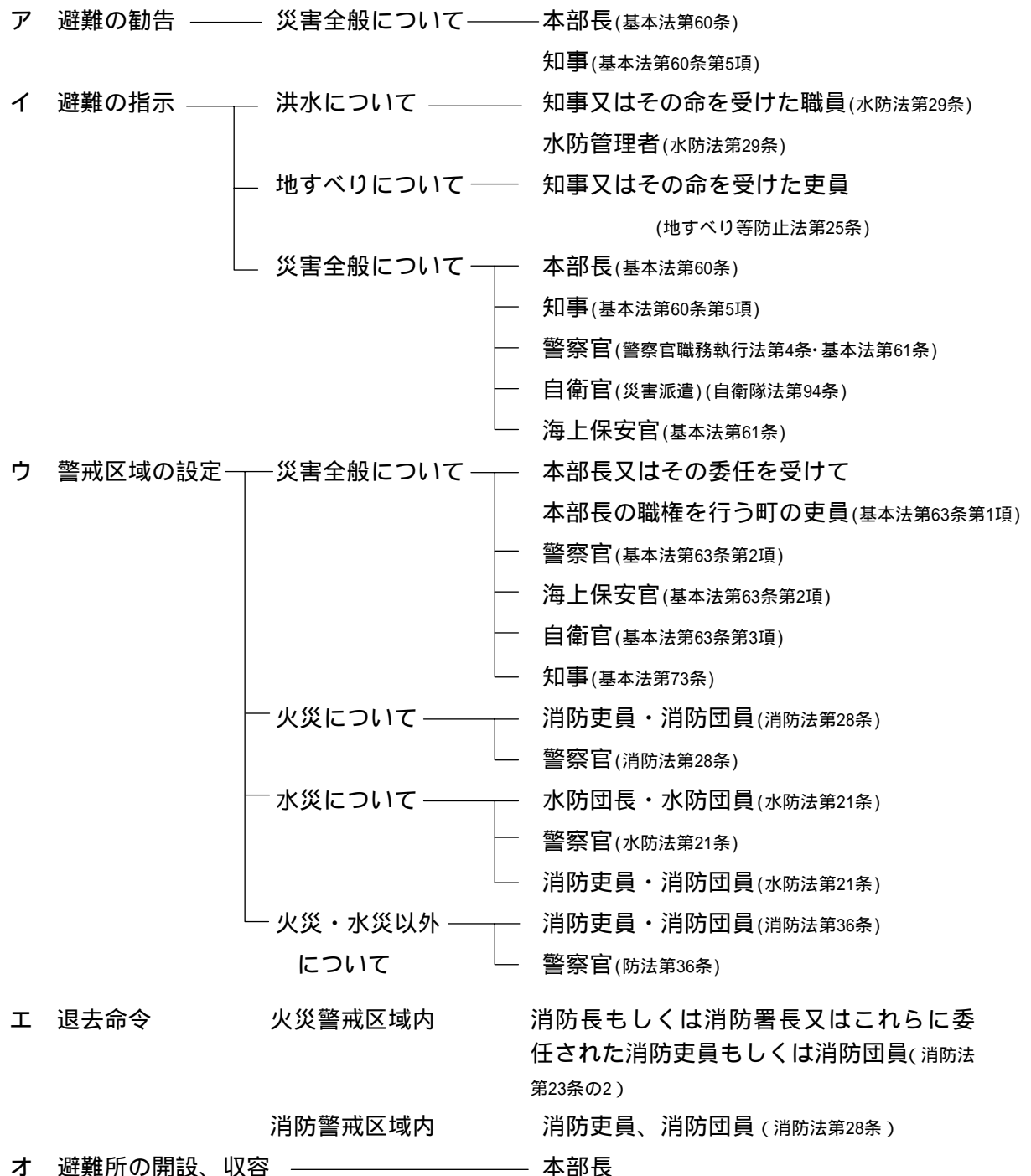
本部長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

避難の種類及び発令基準

種 類	内 容	基 準
避難準備 情報	災害時要援護者等の自主避難 避難の勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる	洪水注意報が発令されて、さらに増水するおそれがあるとき 気象注意報、警報が発令されて、今後災害の発生が予想されるとき その他本部長が必要と認めるとき
避難勧告	危険区域の住民が避難すること	洪水警報が発令され、なお増水するおそれがあるとき 気象、警報、記録的短時間大雨情報が発令され、災害が発生するおそれのあるとき その他本部長が必要と認めるとき
避難指示	危険の切迫性があり緊急的に避難すること	堤防が破堤（堤防の決壊）するなど危険が迫っているとき
収容避難	生活が可能な施設で、一時的に避難生活をする	住宅の破損等により居住する場所を失ったとき その他本部長が必要と認めるとき

(2) 実施者

避難のための立退きの勧告、指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。



(3) 避難の方法

ア 第1次避難(事前避難)

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、女性を避難させる。

イ 第2次避難(緊急避難)

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。

緊急避難の場合は避難の指示・勧告の発せられたとき、又は自主的な判断により行う。

ウ 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

エ 避難の際の心得を平素からリフレット等により一般に周知徹底を図る。

オ 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

カ 避難の指示・勧告の伝達方法は、原則として次のとおりとし、場合に応じて第2節「情報計画」で定める方法から適切なものを選択する。

放送による伝達

みなべ町防災行政無線により全町放送を行う。

広報車による放送

放送施設が使用不能の場合は広報車により避難の指示を行う。

伝達員による伝達

の伝達方法が不能の場合は伝達員をもって避難の指示を行う。

避難時の伝達事項例

避難の理由	避難勧告・指示の対象区域
避難先	避難経路
避難時の服装、携行品等	避難行動における注意事項

(4) 避難誘導

住民等の避難誘導は、町職員、警察官、消防職員等が実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自治会(区会)あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。

また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行う。

(5) 収容者

避難所へは次の者を収容する。

ア 避難の勧告・指示が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者。

イ 住宅が災害により全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水(破壊、消防による全、半壊を含む。)の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

(6) 避難所の開設及び開設の方法

避難所の開設及び収容並びに災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき本部長が実施する。又は同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は町独自の応急対策として本部長が開設し実施する。

なお、本計画は救助法を適用する災害時の基準であるが、町単独の場合についても本計画に準ずる。

ア 危険区域と避難立退き先の指定

本部長はそれぞれ地区の実情、災害の種類等を十分検討の上危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難場所をあらかじめ選定しておく。

(指定避難施設・場所 資料編 55頁参照)

イ 収容期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、本部長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を県に連絡しなければならない。

なお、被害の状況により、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、本部長は支部を經由して県本部長に開設期間の延長を要請し、本部長が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。申請にあたっては以下の項目を明示する。

実施期間内により難い理由

必要とする救助の実施期間

期間延長を必要とする地域、救助対策者数

その他

ウ 避難所設置のための費用

避難所設置費

(避難所設置費 資料編 58頁参照)

所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、本部において確保する。ただし、現場において確保できないときは、県本部に物資確保について要請する。

(7) 避難所の運営

町は、あらかじめ避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努める。

ア 避難所運営体制の確立

町は、避難所の運営について体制を確立し、管理責任者の権限を明確にする。

住民組織を中心とした避難所自治組織を立ち上げ、避難者・職員・ボランティアによる運営を行う。避難所担当職員は、組織立ち上げ、ルールづくり等を支援するとともに、避難所運営における相談や災害対策本部との調整を行う。

イ 避難所事務室の開設

避難所に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

ウ 避難者の管理

担当職員は、避難所自治組織の協力を得て避難者の名簿を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所の運営状況について、避難所の運営を記録し、毎日、災害対策本部へ報告する。病人の発生等、特別な事情のある時は、必要に応じて報告する。

避難所からの退去者、毎日の出入りを記録する。

エ 避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。災害時要援護者に考慮し避難所自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

オ 防犯対策

避難所では外来者は受け付け記録をとり、防犯に注意する。必要に応じて警察官の派遣を要請する。

避難所の運営

避難所担当職員	災害対策本部との連絡 避難所の記録の作成 運営に関する相談	避難者への広報 施設管理者との調整
避難所自治組織	運営方針の決定 食料・物資の配布 避難者への情報伝達	生活ルールの決定 清掃 要望のとりまとめ
ボランティア	生活支援	

(8) 避難所設備の整備

ア スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

イ 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を設置する。特に、季節の特性や災害時要援護者に配慮する。

(9) 避難者への支援

ア 食料・物資の供給

保健福祉班は、避難者名簿から必要数を把握し、供給を行う。食料は、アレルギー等に配慮する。避難者への配布は、避難所自治組織が実施する。

イ 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。また、健康診断等を保健福祉班を通じて依頼する。

ウ 入浴対策

保健福祉班は、自衛隊の入浴支援、公共・民間の入浴施設等を確保し、被災者に提供する。

エ 相談所の開設

避難所担当職員は、避難所に相談所を設置し、被災者対策の各種申し込み、関係機関の支援策等の受け付け窓口とする。

(10) 災害時要援護者の避難対策

避難所担当職員は、災害時要援護者専用スペースや間仕切りの設置など、災害時要援護者の避難所生活に配慮する。

避難生活が長期化し福祉避難所が開設されたときは、要援護者の状況や支援の必要性などを調査するなど対策に協力するとともに男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。

(11) 帰宅困難者への対策

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者に対し、交通機関の管理者等に協力して次のような支援を行う。

ア 安全確保と情報提供

公共交通機関は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。また、町、警察等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

イ 町による支援

町は、公共交通機関と連携して、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。

(12) その他必要とする事項

本部は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

ア 避難者名簿

イ 救助実施記録日計票

ウ 避難所用物品費受払簿

エ 避難所設置及び収容状況

オ 避難所設置に要した支払証拠書類

カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4項 災害警備計画（警察、消防部）

1 計画方針

災害対策関係機関と緊密に連携し、警察の組織力と装備資機材を最大限に活用し、住民の生命・身体・財産の保護等の活動により災害時の治安維持に当たる。

2 計画内容

警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、消防団等と協力して、地域の巡回パトロールを行う。また、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難所自治組織等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

第5項 食糧供給計画（住民対策部）

1 計画方針

災害時におけるり災者等に対する食糧の供給は、町、県、農林水産省近畿農政局和歌山農政事

務所（以下「農政事務所」という）、その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

2 計画内容

（1）実施者

炊き出し及び食品の給与は本部長が実施する。

（2）対象者

食糧供給の対象者は、次の通りとする。

- ・ 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- ・ 住居が被害を受け、炊事が不可能な人
- ・ 旅行者、町内通過者などで他に食糧を得る手段のない人
- ・ 施設で調理することができない社会福祉施設の入所者
- ・ 災害応急活動従事者
- ・ 流通が麻痺し、食料の調達が可能となった人

災害救助法の実費弁償の対象外

（3）実施の場所

炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ア 炊き出しの方法

本部が奉仕団等の協力により実施する。

避難所内での炊き出しは、避難所自治組織、ボランティアに要請して行う。

イ 食糧の調達

炊き出し、その他食品給与のため必要な原材料等の調達は本部において保健福祉班により行う。食材はJA農協、食料品販売業者から調達する。米穀は、米穀取扱業者から調達する。

上記 による供給不可能な場合は、本部長は災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という）の数量を県知事に申請し調達する。

応急用米穀は、農政事務所より直接又は県知事を通じて引き渡される。

災害地が孤立した場合等における緊急引渡措置については、下記の定めるところによる。（農政事務所本所と倉庫並びに地域課との連絡のつかない場合）

（ア）本部長から県地域課長に対して緊急引渡を要請する場合

本部長は、知事からあらかじめ与えられた指示に基づいて炊出し又は配給を行うため、緊急にあらかじめ指示された範囲内の応急食糧の引取を必要とする場合には、地域課長（地域課長に連絡が取れない場合においては、当該倉庫の保管指導担当者である農政事務所職員。以下「地域課長等」という）に対して文書により緊急に引渡しを受けたい旨の要請を行った上、保管倉庫より引渡を受ける。

（イ）本部長から保管倉庫の責任者に対しての緊急引渡しを直接要請する場合

本部長は、地域課長等に対して連絡が取れないため緊急引渡の要請ができない場合に限り保管倉庫の責任者に対して文書により応急引渡しの要請を直接行うこと

ができる。

ウ 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当りの給食並びに供給基準は、一食あたり200精米グラムとする。

ただし、消費の実情に応じては、乾パン及び乾燥米飯の供給を行う。（乾パンの一食分は115グラム、乾燥米飯の一食分は100グラム以上とする）。

エ 救助法による救助基準

炊出し及び食品給与対象者

（ア）避難所に収容された者

（イ）住宅の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者

（ウ）旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等

実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし被災者が縁故先等へ避難する場合はこの期間内に3日以内を現物により支給することができる。

その他

炊出し等を実施する場合には本部長は、その責任者を指定するとともに各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊き出しに必要な次の帳簿を整理し、保管しなければならない。

（ア）救助実施記録日計票

（イ）炊出し給与状況

（ウ）炊出しその他による食品給与物品受払簿

（エ）炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類

（オ）炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

オ 食糧の搬送・配布

食糧の搬送は、供給先まで食料供給業者に要請する。できない場合は、物資集積所又は庁舎に搬送の後、輸送班が供給先まで搬送する。

避難所等での配布は、避難所自治組織に一任する。

（2）家庭及び企業の備蓄の推進

防災関係機関は、3日分の食糧の各家庭及び企業における備蓄を推進する。

第6項 給水計画（上下水道部、住民対策部）

1 計画方針

風水害等のため飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確保を図る。ただし、本部において実施できないときは、日高支部・西牟婁支部、隣接市町、関係団体又は県本部等の協力を得て実施することができるよう体制の確保を図る。

2 計画内容

(1) 実施者

本部長が実施し、保健福祉班、上下水道班が担当する。本部長は1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、更に風呂、便所及び炊事等に必要な生活水の確保にも努める。被害により実施が困難なときは、本部長より隣接市町等もしくは水道災害相互応援協定等に基づき応援要請を行い、実施する。

給水量の目安

初動活動期～応急活動期 (概ね1週間)	1人1日3リットル 飲料水
応急活動期～復旧活動期 (概ね2週間)	1人1日10～20リットル 飲料水3リットル 生活用水7リットル～17リットル
復旧活動期～水道復旧まで	20リットル～必要量 飲料水3リットル 生活用水17リットル～

(2) 給水

上下水道班は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の医療機関等の重要施設に対し優先給水を行う。給水は、町所有の車輛、資機材を用いて行う。

(3) 供給方法

飲料水等は、概ね次の方法により供給する。

ア 給水車又は容器等による運搬供給

浄水場や被災地に近い水道から取水し、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活水の輸送を行う。この場合特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先とする。

イ ろ過機等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器及び浄水剤等により滅菌して飲料水を確保する。

ウ 家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸について、飲用水として適当と認めた場合には、その付近の被災者のための飲料水として供給する。

(4) 事務手続き

ア 本部長は、飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに、西牟婁振興局経由のうえ県本部生活衛生班(食品安全企画課)へ報告する。

イ 本部長は、飲料水の供給ができないときの隣接市町等への応援又は協力の要請手続は上記と同じとする。

なお、要請等に当たっては、次の事項を明示する。

給水地

必要水量（何人分、何立方メートル）

給水方法

給水期間

水道又は井戸の名称

その他

（5）救助法による基準

ア 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内

イ 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

水の購入費

給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

浄水用の薬品費及び資材費

ウ 帳簿等の作成

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の帳簿等を作成し、整理保管する。

救助実施記録日計票

給水用機械器具 燃料及び浄水用薬品 資材受払簿

飲料水の供給簿

飲料水供給のための支払証拠書類

（6）水道の対策

上下水道部は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じる。

ア 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ 施設の損壊、漏水等の被害を認めるときは、応急措置を講じるとともに、西牟婁振興局を経由して県食品安全企画課に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話等で報告する。

ウ 水道が断水のため、町のみで飲料水の供給ができなくなったときは、西牟婁振興局を経由して県食品安全企画課に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請を行う。

エ 水道の復旧に当たっては、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

オ 上下水道部は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分行う。

カ 国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」、「災害復旧事業の実務に関する手引」及び「厚生省所管水道施設災害復旧費調査要領」等により所定の手続等を行う。

(7) その他

本部長は、家庭用井戸の把握に努める。また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努める。

(水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書 資料編 59頁参照)

第7項 物資供給計画 (総務部、住民対策部)

1 計画方針

救助法によるり災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画による。

2 計画内容

(1) 実施体制

ア 実施者

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は本部長が行う。

イ 対象者

以下のように、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

- ・ 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- ・ 災害により住宅に被害を受けた人
- ・ 被服、寝具その他生活上最低限度の家財等を喪失した人

ウ 支給費目

被害の実情に応じ次の品目の範囲内において、現物をもって行う。

寝具(就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等)

外衣(洋服、作業衣、子供服等)

肌着(シャツ、パンツ等の下着)

身の回り品(タオル、靴下、サンダル、傘等)

炊事道具(炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等)

食器(茶碗、皿、箸等)

日用品(石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等)

光熱材料(マッチ、プロパンガス等)

エ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ 物資の確保

救助物資は県本部の備蓄物資(県計画の救助物資等備蓄計画に定める物資)の配分を受ける。また日用品等については町の備蓄物資(第2章第17節第4項「救助物資等備蓄計画」参照)を放出するほか、不足分については町本部が調達する。

保健福祉班は、物資供給業者に物資の確保を要請する。また日本赤十字社和歌山支部に必要な物資を要請する。

救援物資の集積場所は以下のように定める。

<集積場所>

みなべいなみ農業協同組合選果場

カ 物資の供給

物資を供給する場合は、給付段階ごとにそれぞれ責任者を定め、記録及び受領書を次のとおり整備しなければならない。

救助実施記録日計票

物資受払簿

物資の給与状況表

物資購入関係支払証拠書類

備蓄物資払出し証拠書類

(2) 個人備蓄の推進

防災関係機関は、災害直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進する。

第8項 住宅・宅地対策計画 (調査会計部、建設部)

1 計画方針

災害により住宅に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることのできない者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理の実施並びに既存公営住宅等の活用等により、被災住民の住居の確保を図る。

2 計画内容

(1) 実施者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施は、本部長が知事から委託を受けて行う。

(2) 住宅の被災調査・り災証明書の発行

ア 住宅の被災調査

調査会計班は、被害住宅の調査を行い、被害程度の認定を行う。

(住家被害程度の認定基準 資料編 59頁参照)

なお、調査要員が不足する場合は、県に応援を要請する。

イ り災証明書の発行

調査会計班は、家屋の被害調査の結果から「り災台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対しり災台帳で確認のうえ発行する。

(3) 救助法による応急仮設住宅の建設の基準

ア 規模並びに費用の限度

(災害救助法による救助の程度・方法及び期間 資料編 51頁参照)

イ 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

ウ 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流出した者であること。

居住する住宅がない者であること。

自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅には、建築基準法第85条による建築条件の緩和規定が適用される。

仮設住宅の建設場所は以下のように定める。

< 仮設住宅建設場所 >

共和球場周辺

建設にあたっては、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき社団法人プレハブ建築協会に協力を求めることができる。

(5) 救助法による住宅の応急修理の基準

ア 規模並びに費用の限度

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

費用の限度

(災害救助法による救助の程度・方法及び期間 資料編 51頁参照)

イ 応急修理の期間

災害発生の日から1カ月以内に完了すること。

ウ 対象者

居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者

(6) 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保するが、業者において確保出来ないときは日高支部にあっせん調達又は資材支給を要請する。

(7) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、町長が知事から委託を受けて管理する。

ア 家賃及び維持管理

家賃は無料とする。

維持修理は、入居者において負担する。

地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ 応急仮設住宅台帳の作成

町長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出する。

ウ 供与期間

完成の日から2年以内とする。

(8) 公営住宅法による災害公営住宅

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助(割当)を受けて建設し、入居させる。

暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 町内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数が町内住宅戸数の10%以上のとき

火災による場合(同一期に同一場所で発生したとき)

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数が町内の住宅戸数の10%以上のとき

イ 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として町が建設し、管理する。

ただし、町の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が町に代わって建設管理する。

災害公営住宅の建設及びその管理は、概ね次の基準による。

入居者の条件

次の各号の条件に適合する世帯

(ア) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

(イ) 当該災害発生後3ヶ年間は、月収26万8千円以下の世帯であること(月収は世帯の所得合計から同居親族一人について38万円、その他公営住宅法施行令第1条第3号に定める額を控除した額の1/12)

(ウ) 現に同居し、同居しようとする親族がある世帯であること(ただし、老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、公営住宅法施行令で定める者にあつては、本項は適用しない)

建設戸数

(ア) 市町別建設戸数は被災滅失住宅戸数の30%以内

(イ) ただし他市町で余分があるときは30%を超えることができる。

(ウ) 県において、県下市町の建設戸数の合計が県内滅失戸数の30%以下の場合、30%に達することがある。

規格

住宅1戸の床面積の合計が19㎡以上80㎡以下

費用

標準建設費の2/3国庫補助(激甚災の場合は3/4)

家賃

管理者が入居者の収入に応じて決定する額

建設年度

原則として当該年度、やむを得ない場合翌年度

(9) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧する。

ア 国庫補助適用の基準

1戸当りの復旧費が11万円以上のものを対象としてそれらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、町営で190万円以上になった場合

再建設の場合

公営住宅の構造については、再度の災害対象、合理的な土地利用等を配慮して定める。

補修の場合

補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定める。

宅地の復旧の場合

(ア) 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合……… 造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合……… 起債対象

(イ) 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合……… 起債対象

イ 国庫補助率

1 / 2

激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(10) り災に対する住宅建設資金等の融資

災害のり災者に対しては、り災住宅の復興に必要な資金を住宅金融公庫が融資する制度がある。り災者に対してはこうした制度の積極的な活用をすすめ、早急に被災地の民生を図る。

ア 災害復興住宅建設、補修資金の貸付

目的

り災者を対象にしたり災住宅の復興資金

対象

災害救助法による救助が適用対象となった災害、又はこれに準ずる災害で主務大臣が指定する災害の発生の日から2年以内に、自ら居住し又は主としてり災者たる他人に貸すために建設等又は補修等をしようとするもの。

条件

建設基準、融資限度額、貸付利率、償還基準は、県防災計画の規定に準ずる。

貸付の手続

(ア)融資を希望する者は、建設にあっては災害復興住宅に関する認定書用紙の交付を受け[交付場所は県都市政策課]、都市政策課に提出して、家屋の被害率の認定(災害復興住宅に関する認定)を受ける。

補修にあっては町や公的機関等の発行するり災証明を受ける。

(イ)認定を受けた後、最寄りの公庫の業務受託金融機関に申込書を提出する。

(11) 住宅の情報の提供

被災者に、公営住宅の空き状況、応急仮設住宅の入居手続きや申込など、住宅に関する情報が十分提供できるよう、相談窓口を設置して活動をおこなう。

(12) その他

作成しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 応急仮設住宅

救助実施記録日計票

応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅用敷地貸借契約書

応急仮設住宅使用貸借契約書

応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

イ 応急修理

救助実施記録日計表

住宅応急修理記録簿

工事契約書、仕様書等

応急修理支払証拠書類

(13) 建築物応急危険度判定

被災建築物の倒壊等による二次被害を防ぐため、建築物の危険度、耐震診断等を実施する。

第9項 医療助産計画 (住民対策部)

1 計画方針

災害のためその地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については、西牟婁支部、日本赤十字社、病院協会その他医療関係機関の協力を得て行う。

2 計画内容

(1) 実施責任者

原則として、本部長が知事に要請し、知事が医療班を現地に派遣して実施する。ただし、医

療班が現地に到着するまでの間、及び知事が実施しない小災害にあつては本部長において実施する。なお、知事が必要があると認めるとき、本部長はその職権の一部を知事より委任されて実施する。

(2) 実施の方法

医療の実施は、災害の種類及び規模によって一定できないが、概ね次の方法により実施する。

ア 医療班の派遣による方法

被災地において医療の必要がある場合は、本部長が県本部に医療班の派遣を要請し、保健福祉班と連携して現地医療を行う。

イ 医療機関による方法

医療機関によって医療を実施することが適当なときは、本部長が医療機関の代表者と協議して平常時の取扱に準じて実施する。

ウ 移送収容

医療を要するものの状態が重傷で、施設への収容を必要とするときは、本部長が適切な医療機関へ移送し、医療の給付を行う。

エ 応援要請等

本部長は、医療及び助産・救助の実施が不可能又は困難なときには、県支部保健班にその旨連絡する。ただし、緊急を要しそれが困難な場合は、隣接市町長又は医療機関に対して応援を要請する。

(町内医療機関 資料編 60頁参照)

(3) 情報収集等

本部長は、担当部署及び関連機関と連絡をとり、地域の医療体制の実情を早急に把握するための必要な措置を講じる。

なお、災害時のトリアージについては、災害拠点病院会議等において定めた和歌山県統一様式のトリアージタグを可能な限り使用する。

(4) 医療班の編成基準

医師1名、看護師2名、事務員1名、薬剤師1名、自動車運転手1名(計6名)を原則とし、災害の規模・現地の状況等により編成を組み替える。

(5) 薬剤、治療材料の確保

医療及び助産の実施に必要な薬剤、治療材料については、それぞれの医療機関の所持品を繰替使用する。ただし、所持品が不足したときは、本部において確保し、これが困難なときは日高支部・西牟婁支部に確保の要請を行う。

(6) 医療機関の対策

町内の医療機関は次の対策を立てるとともに、災害時の応急処置を実施する。

ア 患者の避難及び誘導移送

災害時に備え、患者の条件等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。

なお、移送するにあたっては、看護師等が応急準備を整えて付き添う。

イ 応急治療

避難場所において応急治療を実施する。施設その他が被害により治療できないときは、本部に連絡し処置を行う。

ウ 転送

施設の被害が甚大で、長期間に渡り継続医療の見込みがないときは、公立紀南病院、国立南和歌山病院、国保日高病院、玉置病院等に協力要請・転送する。また、その他適当な施設がないときは、本部長その他関係機関の長に斡旋を要請する。

エ 給食

患者の給食はできる限り収容機関において実施する。ただし、施設の被害その他により不可能なときは、本部に連絡し、被災者の炊き出し給付を受ける等応急的な給食を実施する。

オ 医療給付の切り替え

救助法により医療給付されている患者については、法的期間経過後は打ち切りとなるので、保険制度への切り替えを指導する。

(7) その他

医療及び助産を実施した場合、整備しなければならない書類は次のとおりである。

ア 医療班活動状況

イ 救助実施記録日計票

ウ 薬剤、治療材料使用簿

エ 医療、助産関係支出証拠書類

オ 診療記録

カ 助産台帳

(医薬品・血液調達先 資料編 60頁参照)

(保健所管内別医療機関及び医療関係人員 資料編 61頁参照)

(地区医師会所在地・連絡先 資料編 61頁参照)

第10項 救出計画 (総務部、消防部他)

1 計画方針

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画による。

2 計画内容

(1) 実施者

り災害者の救出は、本部長が消防機関、警察官、自衛隊、海上保安官、奉仕団等の協力により、舟艇その他必要な器具を借り上げて実施するものとし、担当は保健福祉班とする。

(2) 対象者

ア リ災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態に置かれている者で、概ね次のような状態にある者

火災の際に火中に取り残された場合

災害の際、倒壊家屋の下敷になった場合

水害により流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生き埋めになった場合

登山者の遭難の場合

船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から河川・海上に流された場合

イ 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

(3) 災害救助の基準等

救助法によるり災者救出の実施基準その他は次のとおりとする。

ア 費用の範囲

概ね次の範囲とする。

借上費

救出のための必要な機械器具の借上費

購入費

救出のため必要とした機械器具の購入費

修繕費

救出のため必要とした機械器具の修繕費

燃料費

機械器具の使用に必要な燃料費

イ 救助の期間

災害発生の日から3日以内とする。

(4) その他

整理しなければならない書類は次のとおりである。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿

ウ 被災者救出状況記録簿

エ 被災者救出関係支払い証拠書類

第11項 障害物除去計画（建設部）

1 計画方針

災害により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画による。

2 計画内容

（1）実施者

被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は本部長が行う。

（2）救助法による障害物の除去の基準

ア 対象者

自己の資力では障害物の除去ができない者

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

イ 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 費用の限度

（災害救助法による救助の程度・方法及び期間 資料編 51頁参照）

（3）その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 救助実施記録日計票

イ 障害物の除去の状況記録簿

ウ 障害物除去費関係支払証拠書類

第12項 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画（調査会計部、住民対策部）

1 計画方針

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進する。

2 計画内容

（1）災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

ア 実施者

本部長は、調査会計班を中心に、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

イ 実施基準等

町条例及び県防災計画の災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等による。

（災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等 資料編 62頁参照）

(2) 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自主更正を目的に必要な資金を貸付ける制度がある。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。生活福祉資金貸付条件は、県防災計画による。

第13項 遺体の捜索処理計画（総務部、建設部）

1 計画方針

災害の混乱期に死亡し埋（火）葬を行うことが困難な場合における応急的な埋（火）葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索並びに災害の際に死亡した者の遺体処理については、本計画による。

2 計画内容

(1) 遺体の捜索

ア 実施者

本部長が警察官の協力を得て実施する。

イ 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

ウ 捜索の方法

本部において警察機関等と連携を取りつつ実施する。

エ 費用

次の費用の当該地域における通常の実費

借上費（舟艇その他捜索のための機械器具借上費）

購入費（同上購入費）

修繕費（同上修繕費）

燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

オ 捜索期日

災害発生の日から10日以内とする。

カ その他

捜索を実施した本部長は、次の書類を整備し保存しておかなければならない。

救助実施記録日計票

捜索用機械器具燃料受払簿

死体捜索状況記録簿

死体捜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができ

ない場合において、本部長が遺族等に代って処理を行うものである。

県計画資料編「和歌山県広域火葬実施要綱」を参照

ア 遺体の処理・安置

遺体の検視（検分）

警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（検分）を行い、検視（検分）終了後に遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、死体検分調書を添えて町に引き渡す。

身元の確認

調査会計班は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

また、警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

遺体の処理

町に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。保健福祉班は、医師会等に対し、遺体の処理を要請する。

遺体の処理

遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋（火）葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

遺体安置所の設置

住民環境班は、被災地に近い公共施設に遺体安置所を開設し、処理した遺体を遺体安置所に搬送する。棺、ドライアイス等は葬儀業者等から確保する。

身元が判明している遺体は、安置所で遺族に引き渡す。

漂着遺体等の取扱い

遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町長に引き渡す。遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

イ 遺体処理の方法

現場給付で行う。

ウ 遺体処理の費用

（災害救助法による救助の程度・方法及び期間 資料編 51頁参照）

エ 処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ その他

救助実施記録日計票

遺体処理台帳
遺体処理関係支出証拠書類

(3) 埋(火)葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋(火)葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、その埋(火)葬は本部長が実施する。

なお、本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、近隣市町の協力を得て広域的な火葬等の実施に努める。

ア 遺体の埋(火)葬

埋(火)葬の受付

保健福祉班は、災害相談窓口等で埋(火)葬許可書を発行する。

埋(火)葬

住民環境班は、遺体をみなべ町斎場にて火葬する。遺体が多数のため、町内の施設では処理できないときは、県に要請する。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

遺骨の保管

住民環境班は、引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引取り手がないときは、町が指定した墓地に埋葬する。

イ 埋(火)葬の方法

棺、骨つぼ等、埋(火)葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供

ウ 埋(火)葬の費用(救助法による基準)

(災害救助法による救助の程度・方法及び期間 資料編 51頁参照)

エ 埋(火)葬期間(救助法による基準)

災害発生の日から10日以内とする。

オ その他

埋(火)葬を実施し、又は埋(火)葬に要する現品若しくは経費を支給した本部長は、次の書類を保存し、整備しなければならない。

救助実施記録日計票

埋(火)葬台帳

埋(火)葬費支出関係証拠書類

第14項 災害義援金品配分計画 (住民対策部・調査会計部)

1 計画方針

り災者、り災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画による。

2 計画内容

(1) 災害義援金品を受ける機関

町において災害義援金及び義援物資品を受けるものは本部長とする。

(2) 義援品の配分

受けた義援品は、次の方法によって配分する。

ア 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行う。

イ 配分方法

県及び郡単位機関より配分を受け、また町において受付けた義援品は、県における配分の方法を参考とし、民生委員、区長等その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分する。

ウ 配分の時期

配分はできる限り受け付け又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援品が少量時の配分は、世帯別に行うのは困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したとき行う等配分の時期に十分留意して行う。ただし、腐敗変質のおそれのある物質については速やかに適宜の処置をするよう配慮する。

エ 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分する。

(3) 義援金の募集・配分

義援金は、次の方法によって募集配分する。

ア 義援金の募集

義援金の募集は、町、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等により募集する。

募集期間は1ヶ月で、災害の規模により延長することができる。

イ 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は、募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議のうえ実施する。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

(4) 義援金品の管理

ア 金銭の管理

町が募集した義援金は配分委員会に、速やかに管理換する。

現金の領収補完は調査会計班が担当し、銀行貯金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け出納の状況を記録し、経理する。

なお、貯金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

イ 顛末の記録

義援金品の受け取り等にあたっては、義援金品受払簿を備え付け引き継ぎ、又は配分までの状況を記録する。

(5) 費用

義援品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施期間において負担する。また、義援金の募集・配分等に要する経費も同様であるが、募集・配分の規模により、配分委員会にて協議することができる。

第15項 その他のり災保護計画（住民対策部、各施設管理者）

1 計画方針

本節第1項から第13項に定める以外の災害時におけるり災者の救助保護は以下のように実施する。

2 計画内容

（1）生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の必要が生じたときは、県は、町及び民生委員、町自治区等と連絡を密にし、速やかに保護の適否を決定する。なお、保護の決定には、特に救助法による救助実施期間及びその程度内容との関係に十分留意する。

（2）要保護児童の措置

本部は、災害地において保育に欠ける幼児及び児童があるとき、又は保護者を死亡等により失った幼児及び児童があるときは、速やかに次により保護する。

- ・保育に欠ける幼児は、保育所に入所させ保育させる。ただし、保育所を設置しない地域については、臨時保育所を開設し保育する。
- ・保護者を失った幼児児童は、日高支部・西牟婁支部又は児童相談所に連絡して、適当な施設に収容保護する。

（3）公共施設・社会福祉施設の対策

公共施設・社会福祉施設の管理者・経営者は、災害に対処するため、次により入所者の保護にあたる。

・避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、誘導方法などの詳細な計画を樹立し、常に災害に注意するとともに、避難の訓練を実施しておく。

・避難予定地場所の選定

平素から災害の程度や種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは入所者の保護に万全を期す。

・職員（保育士等）の確保

災害により保育士等が事故にあい、また入所児童の増加によって保育士等が不足し、充足する必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努める。

・社会福祉施設の充実化

社会福祉施設への入所・利用状況等を把握しておくとともに、緊急時に必要となる食糧や水、発電機の確保に努める。

・介護誘導訓練の実施

災害に備え、介護・誘導訓練を実施する。

(4) 在宅高齢者、障がい者、病弱者対策

自治会(区会)等を通じ各地域在宅高齢者、障がい者、病弱者の把握につとめる。このため、平素から自治会(区会)等の住民組織との連絡を密にし、災害時にも情報収集が円滑に実施できるようにしておく。また、災害が発生した場合の保護の万全を期するため、各地域の避難所まで安全に誘導する体制及び医療機関、警察、消防等との連絡体制を整える。

(5) 外国人に対する支援

本部は、外国人の被災状況の把握につとめ、県に報告する。

また、県の開設する外国人による相談窓口を紹介するなど、外国人への情報提供につとめる。

(6) 被害者相談

住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、国、県、関係機関、関係団体等と共に共同の相談窓口(総合相談窓口)を設置する。

第6節 保健衛生計画（住民対策部、建設部）

第1項 防疫計画（住民対策部）

1 計画方針

災害発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期する。

2 計画内容

（1）防疫体制の確立

町は、防疫計画に基づき当該災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講じる。

（2）実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という）に基づき、町が実施する。

ただし、被害の状況により町による実施が困難なときは、県が代執行する。

（3）組織

災害防疫実施は、保健福祉班が担当する。

（4）災害防疫の実施方法

ア 防疫処置の強化

災害の規模に応じた保健福祉班を設け、対策の推進を図る。

イ 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意する。

ウ 消毒の実施

町は、法第27条第2項の規定による知事の指示に基づき、法施行規則第14条に定めるところによって消毒を実施する。使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

エ ねずみ族昆虫等の駆除

町は、法第28条第2項の規定により知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

オ 生活の用に供される水の供給

町は、法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をする。実施に当たっては、第3章第1編第5節第5項「給水計画」に定める方法によって行う。

カ 感染症患者への措置

感染症等であって、入院が適当なものについては、法第19条の規定により、早急に入院の手続きをとる。

感染症指定医療機関が被災した場合又は、交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の医療機関に入院の手続きをとる。

保健福祉班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、県保健所の行う必要な措置について協力する。

感染症患者等への措置

発生状況、動向及び原因の調査 健康診断 就業制限 感染症指定医療機関への入院勧告（感染症指定医療機関： 病院） 消毒等

キ 集団避難所

町は、感染症により避難所を開設（第3章第1編 第5節第3項「避難計画」参照）したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期する。

ク 報告

本部長は、警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により県保健所を経由して、知事に報告（電話、書類）する。

被害の状況
防疫活動状況
災害防疫所要見込額
その他

ケ 町で備付けを要する記録

災害状況報告書
防疫活動の状況報告書
消毒に関する書類
ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
生活の用に供される水の供給に関する書類
患者台帳
防疫作業日誌
防疫経費所要額調及び関係書類

コ その他

（5）災害防疫の業務分掌の概要

（災害防疫における業務分掌概要 資料編 63頁参照）

第2項 清掃計画（建設部）

1 計画方針

災害時における廃棄物対策は、本計画による。

し尿、ごみ及びびがれき（以下「廃棄物」という。）について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

2 計画内容

（1）実施の方法

ア 実施者

被災地における廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は本部長が行う。

本部長は、被害が甚大で単独で応急対策の実施が不可能な場合は、保健所を通じて県又は他の市町の応援を要請する。

大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請するものとする

イ 実施の方法

応急対策の実施は住民環境班が行い、その指揮下災害程度に応じてごみ処理係、し尿処理係を編成し実施する。

ウ 事務処理

本部長は、災害により応急対策を実施したときは、直ちに、保健所経由のうえ県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

本部長は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、その被害状況、被害写真及び復旧計画（第1報は、概況を電話・ファクシミリで）を添え、保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

（2）し尿の処理

ア 住民環境班は次のとおり初期対応を行う。

上水道、下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

イ 住民環境班は次のとおり処理活動を行う。

速やかにし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する等、収集処理体制を確保する。

消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

（3）ごみ処理

ア 住民環境班は次のとおり初期対応を行う。

あらかじめ、ごみの分別収集処理の方法を検討しておき、避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

イ 住民環境班は次のとおり処理活動を行う。

被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

必要に応じて、仮置場、一時保管場所を以下のように定める。

< 仮置き場・一時保管場所 >

町民広場

防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(4) がれき処理

ア 建設班は次のとおり初期対応を行う。

がれきの発生量を把握する。

がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を以下のように定めるとともにがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

< 仮置き場 >

町民広場

イ 建設班は次のとおり処理活動を行う。

がれき処理については、危険なもの、通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。

がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

(5) 堆積土砂と災害清掃事業との関係

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

第3項 食品衛生計画（住民対策部）

1 計画方針

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の実態を把握し、適切な処置を講じることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

保健福祉班は、県保健所と協力し、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施する。また、被災者等へ供給する食品、炊き出し施設等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

食中毒が発生した場合は、県保健所が検査を行い原因を調査し、被害の拡大を防止する。

2 計画内容

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

[重点指導事項]

- ア 手洗い消毒の励行
- イ 食器器具の消毒
- ウ 給食従事者の健康
- エ 原材料、食品の検査
- オ 浸水、断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにする。

(2) 営業施設

営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

[重点監視指導事項]

- ア 浸水地区は浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。
- イ その他の地区においては臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。
また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗、変敗した食品が供給されることのないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員、保健所職員のみでは、十分な監視指導ができない場合も考えられるので、食品衛生指導員を指揮して指導に当たらせる配慮をする。

第4項 その他の保健活動（住民対策部）

1 計画方針

被災地住民の健康保持を図るため、県と協力して適切な保健活動を実施する。

2 計画内容

(1) 保健師活動

ア 実施主体

本部長は、必要に応じて知事に保健師の派遣等を要請する。

イ 業務内容

保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

被災地における活動内容

- ・被災住民の実態把握

- ・ 情報収集及び情報提供
- ・ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- ・ 保健衛生指導の実施
- ・ 要援護者の安否確認
- ・ 関係機関との連絡調整

(2) 精神保健福祉活動

災害直後の精神保健医療の確保は県が行うが、被災地域での医療機関が復旧し、他地域からの専門スタッフ等の応援が撤退した後は、町は県及び関連機関と連携して、以下の業務を推進する。

- ・ 問題発見のための情報収集
- ・ 発見された問題の特性研究及び対策
- ・ 関係職員（ボランティアを含む）の教育研修
- ・ 啓発用資材の作成、配布
- ・ 講演会、座談会等の開催
- ・ 仮設住宅への巡回訪問指導等、こころのケア相談
- ・ 被災者同士の自助グループの育成
- ・ 災害時要援護者への対策（精神障がい者、高齢者、アルコール関連問題、小児、被災者遺族）

第7節 公共土木施設等応急対策計画

(建設部、農林水産部、上下水道部)

1 計画方針

災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

2 計画内容

(1) 河川・ため池災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与える二次災害を防ぐため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水(増水)により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

ため池の管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の提言や堤体の補強等を行う。また、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

(2) 海岸災害

被災箇所で通常の潮位においても、海水が浸入し、当該災害施設と隣接する一連の施設又は背後地に甚大な被害を与える、又はその恐れが大きい箇所に仮締切、決壊防止工事を行う。

(3) 砂防・地すべり等土砂災害

ア 警戒・巡視

建設班は、がけ崩れ、地すべり、土石流等の危険箇所等について消防部や振興局建設部等と協力して警戒・巡視活動を行う。

イ 安全措置

建設班は、消防等と協力して、崖くずれ、地すべり、土石流等の土砂災害危険箇所等について、住民の避難、立ち入り禁止措置等状況に応じて必要な安全措置を講じる。

(4) 斜面災害

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

建設班は、県等を通じて危険度判定士の確保を要請して実施する。住宅の判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。

また、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

(5) 道路、橋梁災害

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

建設班は、所管道路について、警察署と連携して通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁については、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

また、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。

(6) 下水道等災害(上下水道部)

上下水道班は、施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

第8節 農林水産関係災害応急対策計画（農林水産部）

第1項 農林関係災害応急対策計画

1 計画方針

各種気象災害による農作物、農林業施設等の被害を最小限にとどめるための諸対策について定める。

2 計画内容

（1）農地及び農業用施設に対する措置

ア 農業ため池、用水路等が決壊（一部流出（崩壊））又は氾濫の恐れがある場合の排水施設の保全、ため池の警戒及び農業用水路等の応急措置については、水利組合等の協力を得て実施する。

イ 農業ため池、河川等の決壊（一部流出（崩壊））、氾濫により農業用施設に被害を受けたときは、水利組合等の協力を得て応急復旧を実施するとともに、農地に冠水した場合には、移動ポンプ等を活用して排水活動を実施する。なお資機材が不足する場合は、日高支部に協力を要請する。

（2）農作物に対する措置

被害の実態に応じ、みなべいなみ農業協同組合及び普及所に対し技術の指導を依頼する。なお、苗及び種子の確保についても同様とする。

第2項 水産関係災害応急対策計画

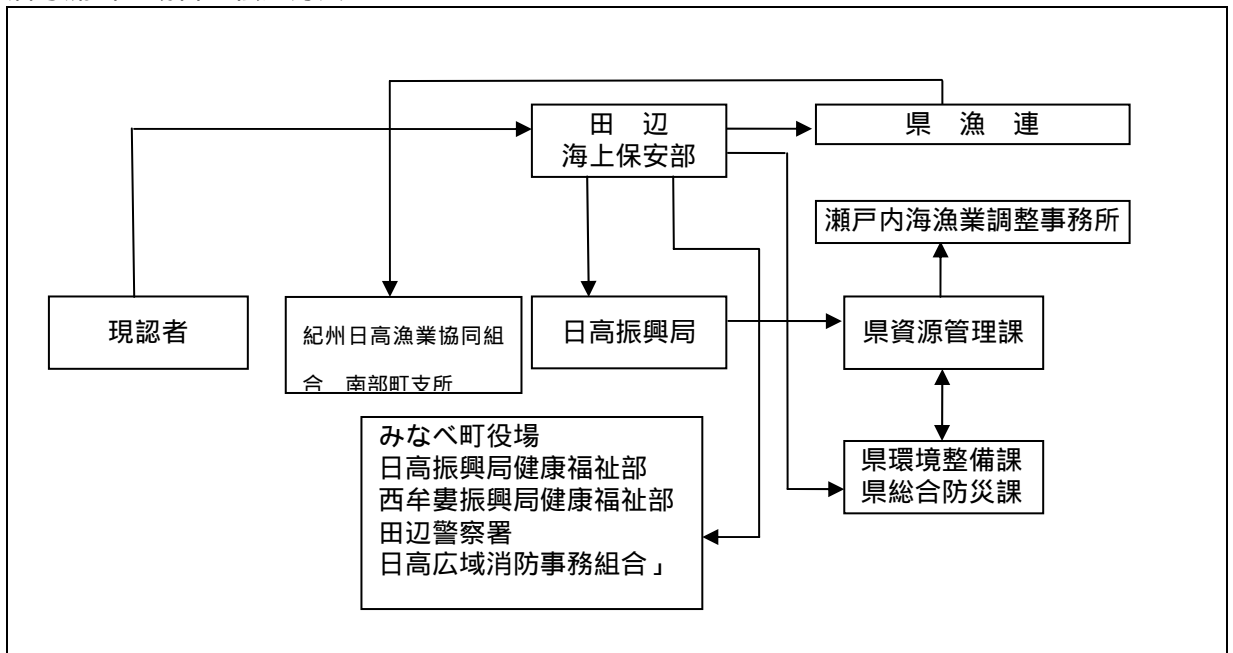
1 計画方針

災害による漁場、水産施設等の被害を最小限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

2 計画内容

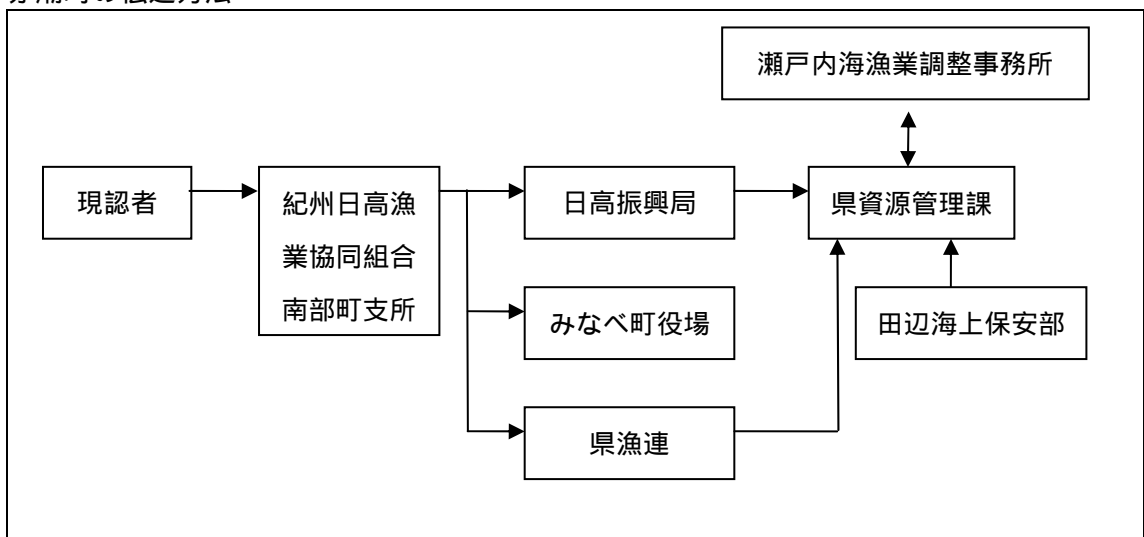
（1）油流出による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。

油等流出の場合の伝達方法



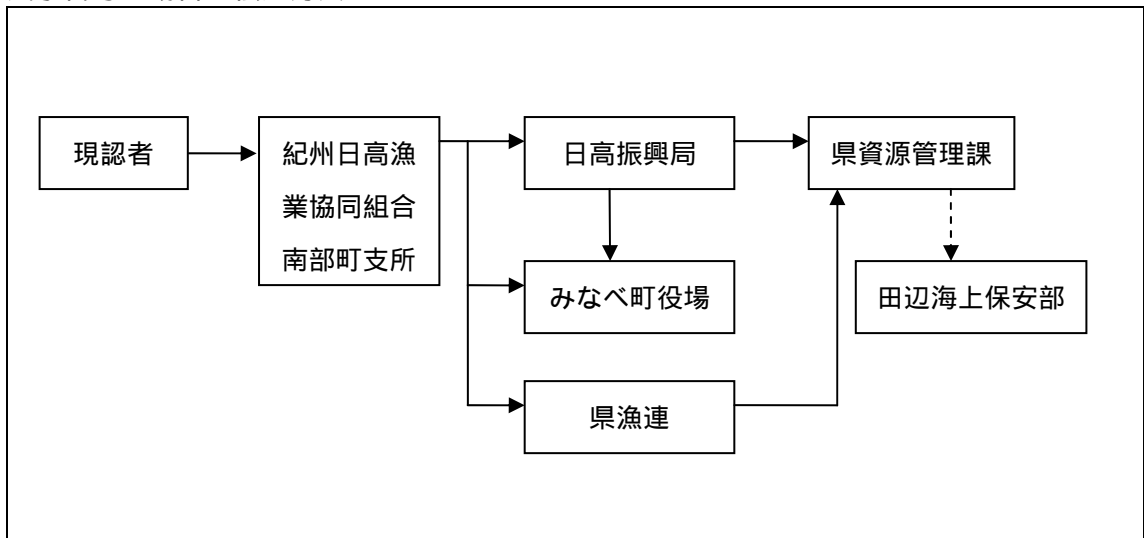
(2) 赤潮時による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。

赤潮時の伝達方法



(3) 風水害等による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。

風水害等の場合の伝達方法



第9節 事故災害応急対策計画 (各事業者、消防部、警察、総務部)

第1項 海上災害応急対策計画 (海上保安庁、農林水産部)

1 計画方針

- (1) 本計画は、海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油事故の災害(以下「海上災害」という。)が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。
- (2) 大規模かつ広域的な海上災害の発生又はそのおそれがある場合は、周辺市町や関係団体等への協力要請を行うと共に、町長は県を通じて、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

2 計画の内容

(1) 海上災害発生時の対応

海上災害が発生した場合には、町は次のことを行う。

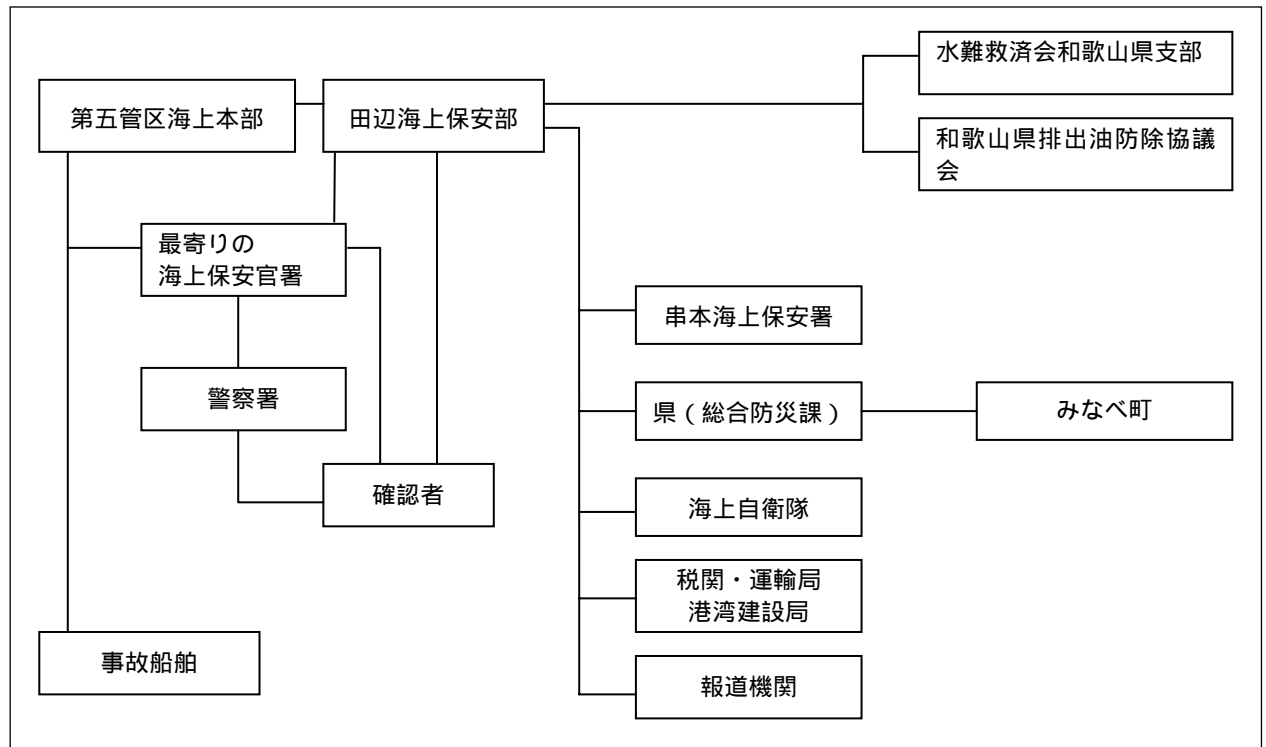
- ア 災害状況の把握及び防災関係機関への通報
- イ 航行警報等に対する災害発生のお知らせ
- ウ 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

(2) 通報連絡体制

ア 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。

(但し、流出油事故災害の場合は、和歌山県排出油防除協議会の連絡体制を併用する。)

通報連絡体制

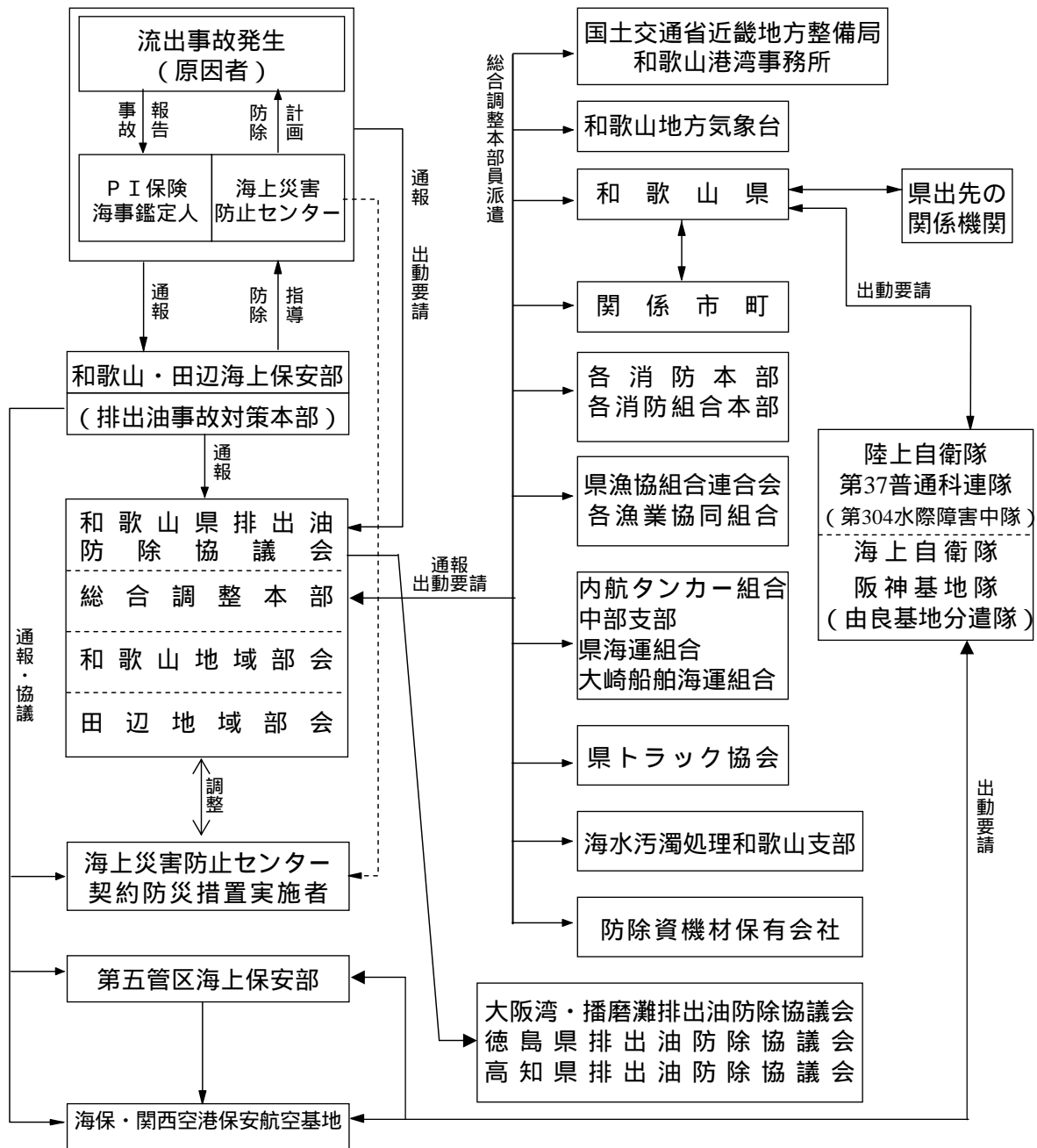


イ 住民に対する周知は、町の消防機関の広報車、防災無線などにより行う。なお、周知事項は以下のとおりである。

- 災害の状況
- 防災活動の状況
- 火気使用及び交通等の制限事項
- 避難準備等の一般的注意事項
- その他必要事項

必要に応じて航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

和歌山県排出油防除協議会連絡体制



(3) 沿岸警戒

流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

- ア 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告
- イ 流出油の漂着に係る監視パトロール

(4) 海上流出油対策

海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着し又は漂着のおそれがある場合は、流出油災害の拡大を防止するため、県排出油防除協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

- ア 流出油等の状況把握
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 防除資機材の調達
- エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
- オ 回収油等の保管

第2項 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社）

1 計画方針

西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等については、JR西日本と協力し応急対策にあたる。

2 計画内容

災害等により、応急対策を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害処置要領」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処する。

(1) 初動措置

ア 保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態が発生又は発生が予想される場合は、線路・橋梁・重要建築物・信号保安設備等の巡回・固定警備を行う。

イ 列車の措置

乗務員は列車の運行に支障を生じる恐れのある災害発生現場に遭遇した場合は、速やかに停止の措置をとる。ただし危険な箇所に停止した場合は安全な箇所に移動する。また、状況によっては旅客の避難・救出・救護の要請を行うとともに関係箇所に対し必要事項の即報を行う。

ウ 駅管理者の措置

駅管理者は災害の程度に応じて、次の措置をとる。

- 駅舎及び管理施設の災害情報の把握
- 田辺駅長への情報伝達

(2) 旅客の避難誘導及び救出・救護

ア 避難誘導

駅における避難誘導

駅管理者は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難について指示に従うよう協力を求める。

列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出・救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（田辺駅）に連絡処置を講じる。

イ 救出・救護

列車の脱線、転覆又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生した場合は、駅管理者及び乗務員は直ちに救出・救護活動を行う。本部長はJR西日本和歌山支社と連絡を取り、協力して救出・救護活動にあたる。

第3項 道路災害応急対策計画（建設部）

1 計画方針

本計画は、道路構造物の被災等により、通行に支障が出た場合、又は多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

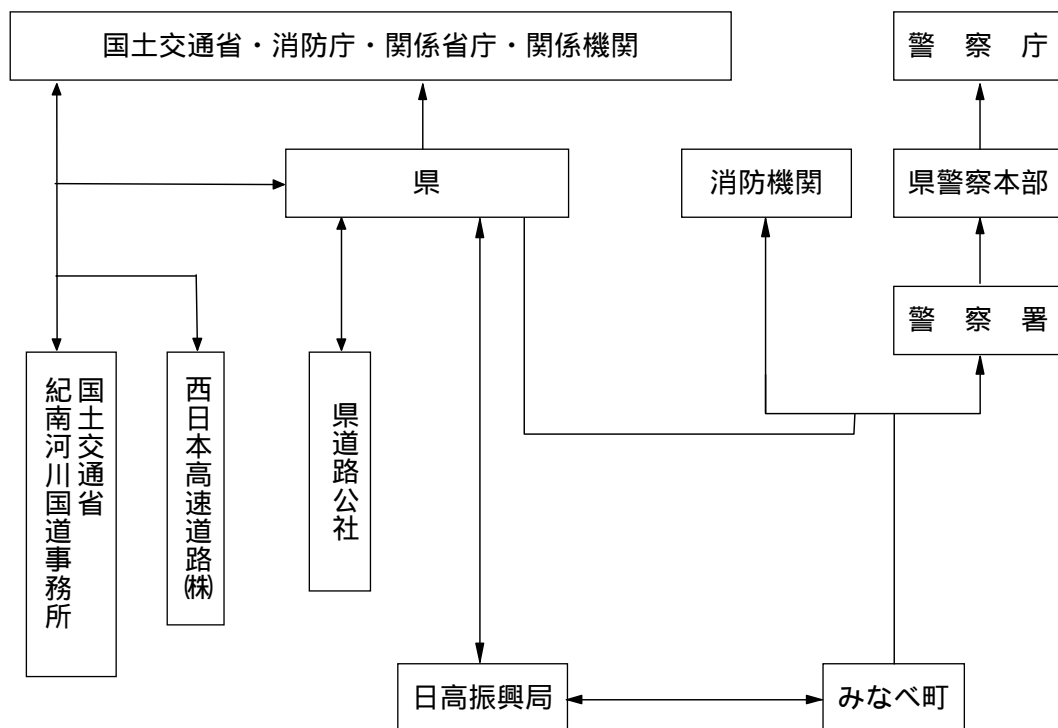
2 計画内容

（1）発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

通報連絡体系図



（2）応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じる。

イ 関係機関は、第3章第1編第1節「防災組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに、必要な体制をとる。

（3）救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、町は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) その他

ア 町、道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。

イ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

ウ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第10節 林野火災応急対策計画

(消防部、日高広域消防事務組合、警察、県消防保安課、各施設管理者他)

1 計画方針

林野火災から自然環境と町民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林所有者・管理者・森林組合(以下森林所有者等という)、地域住民、消防団、町その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たる。

2 計画内容

(1) 出火の発見・通報

ア 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合は、消防団の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。

イ 消防部の対応

通報を受けた消防部は直ちに火災位置を確認し、消防団を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

消防部 消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための消防団の出動

森林所有者等 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

県消防保安課 県防災ヘリコプターの緊急運航

地元警察署 消防車両の通行確保のための交通規制

町 地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

(2) 消火・救出活動

ア 火災防御活動の実施

現場に出動した消防団は、森林所有者等・県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

情報収集

消防団は、自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

消火活動の実施

消防団は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者等と協力して森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

イ 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、組合消防本部の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

(3) 避難・誘導

ア 森林内の滞在者の退去

町・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

県防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

イ 住民の避難

本部長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

(4) 広域応援等の要請

ア 消防の広域応援

消火にあたる消防長は、単独での対処が難しいと判断される場合は県内の消防広域相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

イ 自衛隊の派遣要請

本部長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

ウ 鎮火後の措置

消防団等は、林野火災鎮火後も再発に備えて、なおしばらく警戒にあたる。

第11節 危険物等災害応急対策計画（消防部、警察、各事業者）

第1項 危険物施設災害応急対策計画

1 計画方針

危険物施設等は、災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規定、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、災害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

2 計画内容

（1）事業所

危険物施設の管理者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、町、県、日高広域消防事務組合等と連携して、地震災害時における応急措置を次により実施する。

ア 災害が発生するおそれのある場合の措置

情報及び警報等を確実に把握する。

施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。

消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。

初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

イ 災害が発生した場合の措置

消防機関及びその他の関係機関へ通報する。

消防設備を使用し災害の防除に努める。

危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。

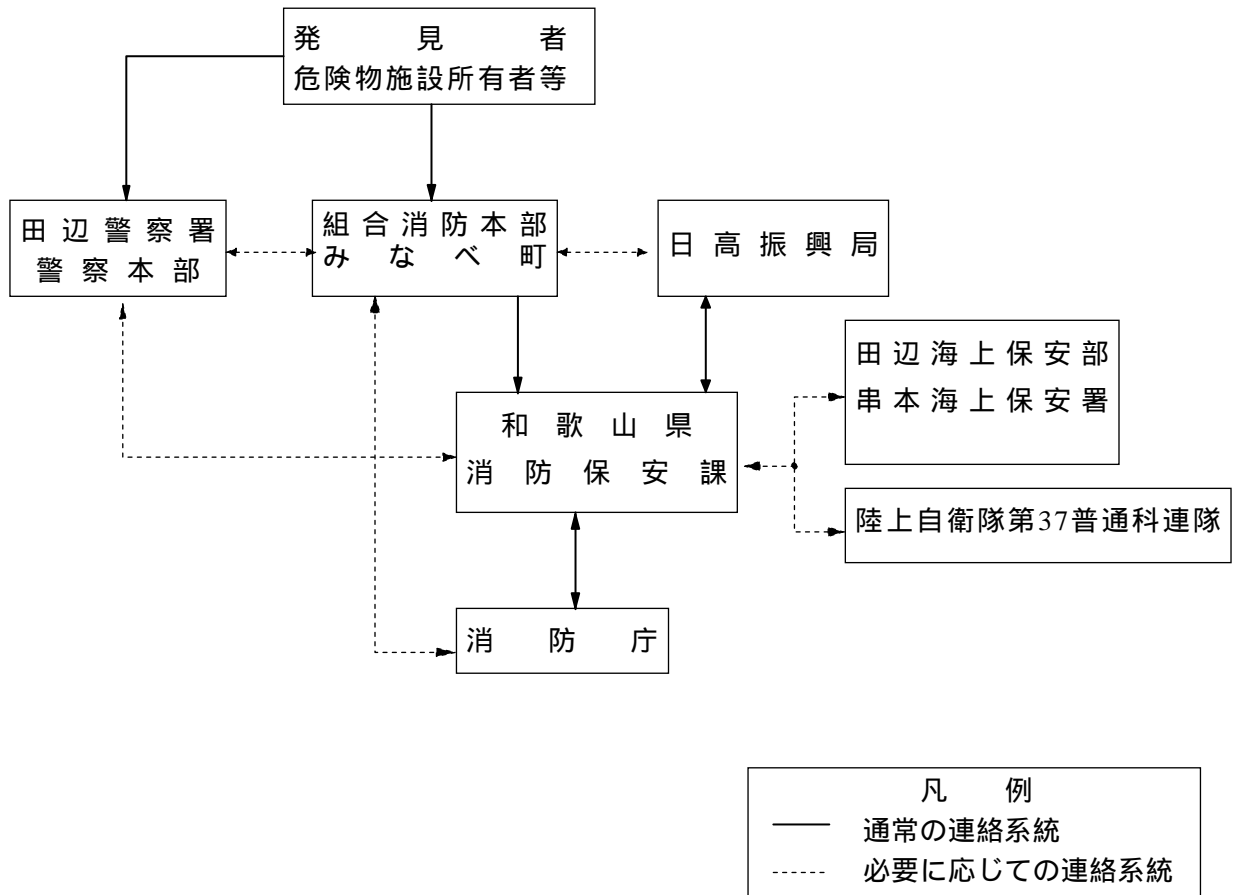
災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

（2）町及び消防機関

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を、第3章第1編第3節「消防計画」の定めるところにより実施する。

(3) 通報連絡体制

危険物施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。



第2項 火薬類災害応急対策計画

1 計画方針

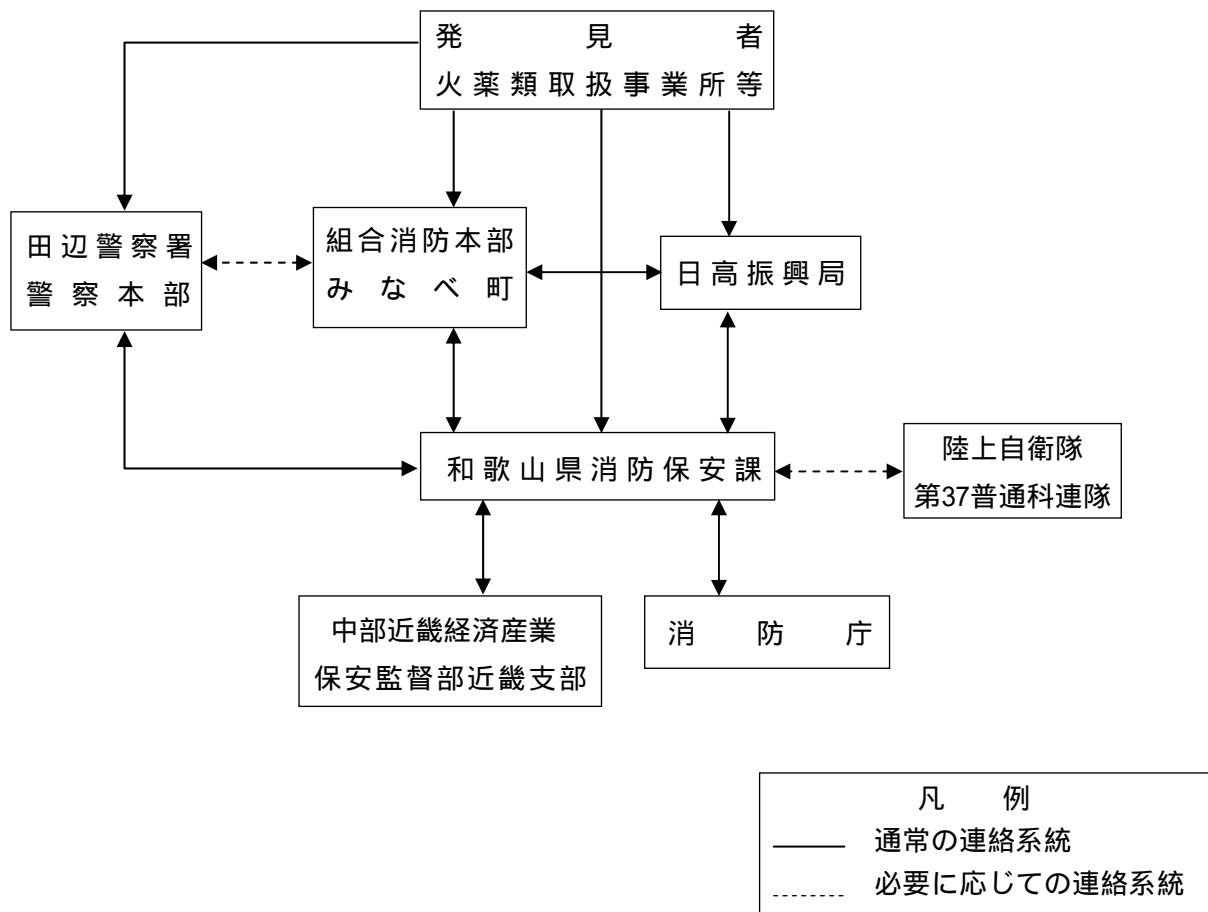
火薬類による災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために、この計画を定める。

2 計画内容

火薬類による災害の発生するおそれがある場合、又は、災害が発生したときは、災害の発生又は、拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じる。

- (1) 火薬類貯蔵設備等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、設備等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。
- (2) 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる住民を避難させるための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。

- ア 立入禁止区域の設定及び交通規制
- イ 被災者の救出、救護
- ウ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動



第3項 高圧ガス災害応急対策計画

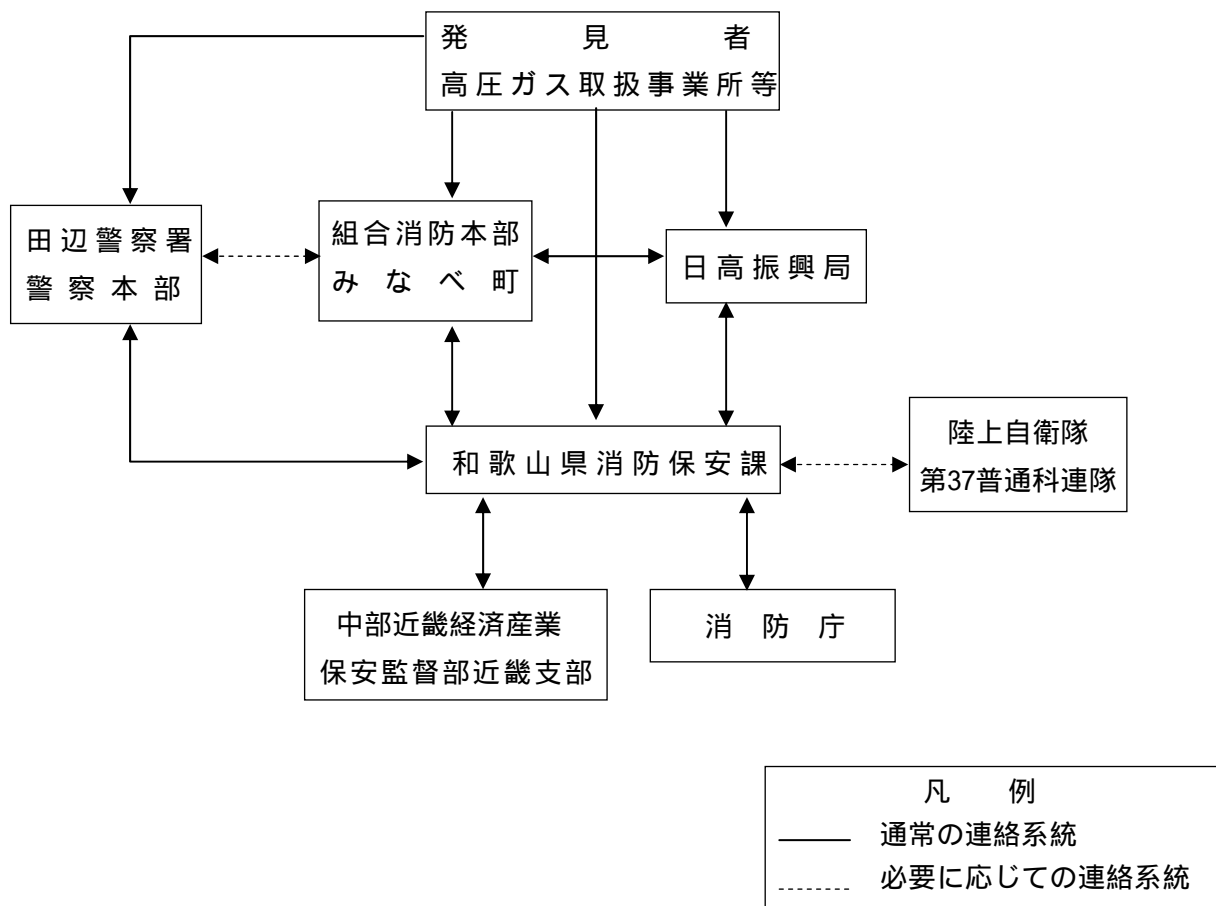
1 計画方針

高圧ガス及び液化石油ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するためにこの計画を定める。

2 計画内容

高圧ガス等による災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じる。

- (1) 高圧ガス等による災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。
- (2) 上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講じる。
- (3) 高圧ガス等による災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。
 - ア 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - イ 被災者の救出、救護
 - ウ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動
- (4) 必要に応じて、県内高圧ガス団体又は関係事業所の応援を求める。



第4項 毒物劇物災害応急対策計画

1 計画方針

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合における応急対策については、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところによる。

2 計画内容

- (1) 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出る(毒物及び劇物取締法第16条の2)。
- (2) 緊急措置
保健所(又は警察)は、毒物・劇物の流失散逸等の状況について、速やかに広報活動し、関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。
- (3) 事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質量、現場の状況等を十分把握し行動する。

第5項 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画

1 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

2 計画内容

- (1) 輸送従事者
輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講じるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講じる。
 - ア 消防機関及び警察官に通報する。
 - イ 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。
 - ウ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。
 - エ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。
 - オ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じる。
- (2) 町及び消防機関
警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を、町消防計画の定めるところにより実施する。

第12節 公共的施設災害応急対策計画（上下水道部、各事業者）

第1項 水道施設災害応急対策計画（上下水道部）

1 計画方針

災害により水道施設に被害が生じた場合は、速やかに応急措置を講じ、給水確保に努める。

2 計画内容

（1）復旧対策

災害による水道事故に対処するため、災害の発生が予想される時は、各課員を待機させるとともに、復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは次の方法により対策を講じる。

ア 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

イ 施設の損壊、漏水等の被害を認めたときは、応急措置を講じる。

ウ 各水道とも末端残留塩素検出量0.2ppm以上を確実に保持するよう努め、記録しておく。

エ 水道が断水のため、飲料水の供給ができなくなったときは、水道災害相互応援対策要綱に基づき、速やかに連絡を取り、適宜給水処置をとる。

オ 施設に被害を受けた場合は、その大小にかかわらず西牟婁振興局に被害の内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話で報告する。

カ 水道の復旧にあたっては、特に浄水場から配水池にいたる送水管の復旧、及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後、避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い断水区域の解消に努める。

キ 国庫補助の対象となるような規模の施設災害が発生した場合は、被害写真を添付した復旧工事計画調書を作成し、西牟婁振興局を経由し県食品安全企画課に報告する。

ク 復旧後の施設の使用開始にあたっては、水質の保全に留意し、管内の消毒を十分に行う。

（2）水道施設

水道施設は第2章第14節第1項「上下水道等施設災害予防計画」参照。

第2項 下水道施設災害応急対策計画（上下水道部）

1 計画方針

上下水道班は、災害により下水道施設に被害が生じた場合は、排水の疎通に支障がないよう、速やかに応急措置を講じ、排水に万全を期す。

2 計画内容

（1）復旧対策

災害が発生したときは次の方法により対策を講じる。

ア 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

イ 施設の損壊等の被害を認めたときは、応急措置を講じる。

ウ 管渠については、管の継ぎ手やひび割れから土砂が流入し、流下機能が低下する恐れがあるため、点検を行い、被害の程度に応じた応急措置を講じる。

エ 下水道施設の復旧にあたっては、復旧行動指針・復旧計画等に沿って行う。

(2) 下水道施設

下水道施設は第2章第14節第2項「下水道施設災害予防計画」参照。

第3項 公衆電気通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話株式会社）

西日本電信電話株式会社は、災害発生時において、和歌山支店管内の所管通信網を確保するべく努め、電気通信設備等に故障が発生した場合には迅速かつ確な応急復旧を行う。

詳細は、県地域防災計画及び西日本電信電話(株)の計画による。

第4項 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社）

関西電力株式会社は、電力施設の災害を防止し、また被害が発生した場合は速やかに応急復旧作業を行い、電力の供給確保に努める。

詳細は、県地域防災計画及び関西電力株式会社の計画による。

第5項 その他の公共的施設災害応急対策計画（各施設管理者）

災害が発生した場合又は災害の発生する恐れのある場合は、各施設の管理者は次の応急措置を講じる。

- ・避難対策について、事前計画に基づき実施する
- ・混乱を防止する
- ・施設入所者の人命救助を第一とする
- ・施設が被災した場合、安全確保のため立入禁止措置を講じるほか、応急復旧を迅速に実施する
- ・関係機関に通報する
- ・避難地となった施設は、火災等第二次災害予防について十分に措置をとる

第13節 文教対策計画（文教部）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等、次の応急措置を講じる。

第1項 小・中学校関係計画

1 計画方針

小・中学校に関する災害の応急対策は、別に定めるもののほか、この計画による。

2 計画内容

（1）児童生徒の安全の確保

ア 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておく。

イ 校長は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに町本部に報告する。

（2）学校施設の確保

ア 被害程度別応急教育予定場所

応急的修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急措置をして使用する。

学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法による。

校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

特に地区が全体的被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、り災を免れた公民館等公共施設を利用する。

イ 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により、当該施設管理者の応援を得る。

町内施設利用の場合

本部において、関係者協議のうえ行う。

他市町施設利用の場合

本部は、県支部教育班（支部教育班のない場合は、県本部教育部）に対して施設利用の応援を要請する。

（3）教職員の対策

ア 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

イ 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、本部に派遣の要請をする。本部は、管内の学校内において操作する。

ウ 町内操作不能の場合

町において解決できないときは、本部は、県支部に教職員派遣の要請をする。

(4) 応急教育

ア 教育場所の確保

教育学習班は、各学校の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

イ 応急教育の準備

教育学習班及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

ウ 応急教育の要領

応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

第2項 学校給食関係の計画

1 計画方針

災害時における学校給食の応急対応策は、この計画による。

2 計画内容

(1) 実施計画

ア 災害により被害があっても、応急給食はできる限り継続して実施する。

イ 給食施設及び原材料が被害を受けた場合、速やかに応急措置をとり給食を実施する。

ウ 災害時において、学校等が避難所として使用される場合、学校給食と一般り災者の炊き出しとの調整を図るよう留意する。

(2) 物資対策

本部は、県本部に対し、給食施設及び原材料の被害状況報告を速やかに行い、物資の供給・処分についての指示を受ける。

第3項 公立社会教育施設関係計画

1 計画方針

災害時における公民館等社会教育施設の応急処理等の措置を講じる。

2 計画内容

(1) 公立社会教育施設

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合も少なくないので、本部（教育学習班）は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の処置を速やかに実施する。

(2) 文化財

災害文化財については、所有者や管理者に被害状況の報告を受け、文化財保護審議委員等専門家の意見を参考の上、必要な措置を講ずる。

ア 被害状況の把握

文化財に災害が発生した場合には、文化財に所有者又は管理団体から被害の概況について報告を受けるほか、係員を現地に派遣し、被害状況の的確かつ迅速な把握に努める。

イ 被害文化財の応急的措置

被害を受けつつある文化財もしくは被害を受けた文化財については、必要な緊急措置をとるよう指導する。

第4項 学用品支給計画

1 計画方針

災害により住宅に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

2 計画内容

(1) 給与の種別

教科書、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

災害により住宅に被害を受けた児童生徒で、住宅の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者

(3) 給与方法

ア 学用品は、原則として県において一括購入し、町長がり災児童生徒に対する配分を実施する。ただし学校等により使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため、調達業務についても町長が委任をうけて実施することがある。

イ 教育学習班は、学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、り災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握しなければならない。

(4) 救助法による学用品の給与基準

ア 「学用品の給与」は、住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行う。

イ 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において、現物をもって行う。

教科書

文房具

通学用品

ウ 「学用品の給与」のため支出できる費用は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を給与するための実費とする。

エ 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

(5) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 救助実施記録日計表

イ 学用品の給与状況

ウ 学用品購入関係支払証拠書類

エ 備蓄物資払出証拠書類

第14節 災害対策要員計画 (総務部、住民対策部)

災害応急対策を実施するために必要な要員は、本計画による。

災害対策の要員については、概ね次の順序で動員を行う。ただし、災害応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 町職員の動員
- (2) ボランティアの動員
- (3) 労働者の雇上げ

また、動員はそれぞれの応急対策実施機関において行うものであるが、これらの機関が災害応急対策及び災害救助を実施するに当たり、現地において、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足を生ずる場合は、次の応援要請事項を示して、県本部へ要請する。

< 応援要請事項 >

- ア 応援を必要とする理由
- イ 従事場所
- ウ 作業内容
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

第1項 ボランティア受け入れ計画

1 計画方針

災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入計画は、本計画による。

2 計画内容

(1) ボランティアの受入

ア 編成

ボランティアは災害対策本部の指揮の下、災害応急対策の実施に奉仕する団体及び個人をもって編成する。活動に即しては、原則として平常時の組織を考慮して各団体別に編成する。

ボランティアは概ね次の団体、個人による。

住民組織

自治会(区会)、青年団体、女性団体等、地域の住民組織によるもの。

本部は、必要に応じて直接各団体に活動の要請を行う。

防災ボランティア

日本赤十字社奉仕団などに防災ボランティアとして登録する団体、個人、専門家によるもの。また、未登録の団体、個人によるもの。

本部は、県を通じて専門ボランティア又は一般のボランティアに対する協力要請を行うことができる。なお要請にあたり、ボランティアの活動地、必要人員、活動地への移動手段等必要な情報を提供する。

イ 窓口

ボランティア活動の規模が、住民組織により充足する程度である場合、住民組織との連絡要請は、各災害対策を担当する部が行う。

全国からボランティアが集結するような大規模な活動となる場合は、本部は社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動センターを設置する。

(2) 作業内容

ア ボランティア団体等に依頼する主な作業内容

- ・ 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ・ 炊き出し、その他の災害救助活動
- ・ 高齢者、障がい者等の介助、介護活動
- ・ 清掃及び防疫
- ・ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ・ 被災建築物の応急危険度判定
- ・ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ・ 災害応急対策事務の補助

イ ボランティアセンター又は本部の主な作業内容

情報提供、収集

- ・ 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ・ ボランティアニーズの把握
- ・ ボランティア希望者への情報提供、広報活動

ボランティア受付、活動調整

- ・ ボランティア参加者の受付登録
- ・ 関連機関との連絡
- ・ 被災者及び本部などのニーズに応じた活動調整
- ・ ボランティアの安全衛生管理（飲料水、食糧、物資、宿泊場所などを必要に応じて提供すること、ボランティア保険加入推進及び加入手続き等）

センター運営事務

- ・ 社会福祉協議会等と協力して、原則として公共施設に、活動拠点となるセンターを設置
- ・ 人材、物資、資金の調達と管理

第2項 労働者の確保計画

1 計画方針

災害応急対策の実施が本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は本計画による。

2 計画内容

(1) 労働者の雇用

労働者の雇用はそれぞれの応急対策実施機関において行う。

(2) 労働者雇用の方法

労働者の雇上げについては、田辺公共職業安定所の求職者を対象として要員確保に努める。

(3) 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

ア リ災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

イ 医療及び助産のための移送要員

救護班では処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者があり、病院・診療所に運ぶための人員を必要とするとき。

救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員
傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員

ウ リ災者の救出要員

リ災者の身体の安全を保護するため、リ災者を救出するための要員

エ 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための、医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食糧品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員

カ 遺体搜索要員

遺体搜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する人員。

キ 遺体の処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

(4) 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。

(5) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

(6) 実施上の特例

あらかじめ定めた災害の救助の程度、方法及び期間等を超えて、人員を雇い上げる必要のある場合は、本部長は県本部にその旨を申請する。

(7) その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しておかなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 賃金職員等雇上げ台帳
- ウ 賃金支払関係証拠書類

第15節 道路交通輸送計画（建設部、住民対策部）

第1項 道路交通の応急対策計画（建設部）

1 計画方針

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施する。

2 計画内容

（1）交通規制の種別及び根拠

災害時等における規制の種別及び根拠は、概ね次による。

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）する。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条、6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し若しくは制限する。

ウ 基本法に基づく規制（同法第76条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

（2）交通規制の実施

規制の実施は次の区分によって行う。

交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条

警察官	<p>通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。</p>	<p>災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項</p>
	<p>道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>道路交通法第6条第4項</p>
<p>災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員</p>	<p>警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。</p>	<p>災害対策基本法第76条の3第3項、第4項</p>
<p>道路管理者</p>	<p>道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>道路法第46条</p>

ただし、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置を執られるよう配慮する。

(3) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに警察官又は町長に通報する。

通報を受けた町長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

(4) 各機関別実施の要領

道路管理者又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行う。

ア 道路管理者

災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施する。

ただし、町長は、町管理の道路又は橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行う。この場合町長は、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行う。

イ 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行う。

(5) 緊急通行車両の通行確認

基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制

限を行った場合における緊急通行車両の確認手続は、次のとおりとする。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

ア 緊急通行車両の基準

緊急通行車両とは、

道路交通法第39条第1項の緊急自動車

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とされており、の車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

イ 緊急通行車両の確認

確認の申出

緊急通行車両の確認を受けようとする者は、次の内容を最寄りの警察署に申し出る。

(申出の内容)

(ア) 申請場所

警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問箇所

(イ) 申請手続き方法

緊急通行車輛確認申請書を作成した上、指定行政機関等が保有する車輛については、当該車輛の自動車検査証の写しを、それ以外の車輛については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車輛を使用して行う業務の内容を証明する書類の写しを添付する。

(ウ) その他

緊急通行車輛確認申請書（車輛の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）については各申請場所に備え付けのものを使用する。

確認と標章等の交付

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付ける。

事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を經由して公安委員会に申請する。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

(ア) 災害対策基本法施行令第32条の2第2号に規定する「災害応急対策に従事する者

又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

(6) 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより、次の標識を設置する。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導に当たる。

ア 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置する。

道路交通法第4条、5条及び道路法第46条によって規制したとき。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府建設省令第3号）に定める様式と方法による。

基本法第76条によって規制したとき。

基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

イ 規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示して表示する。

禁止、制限の対象

規制の区域及び区間

規制の期間

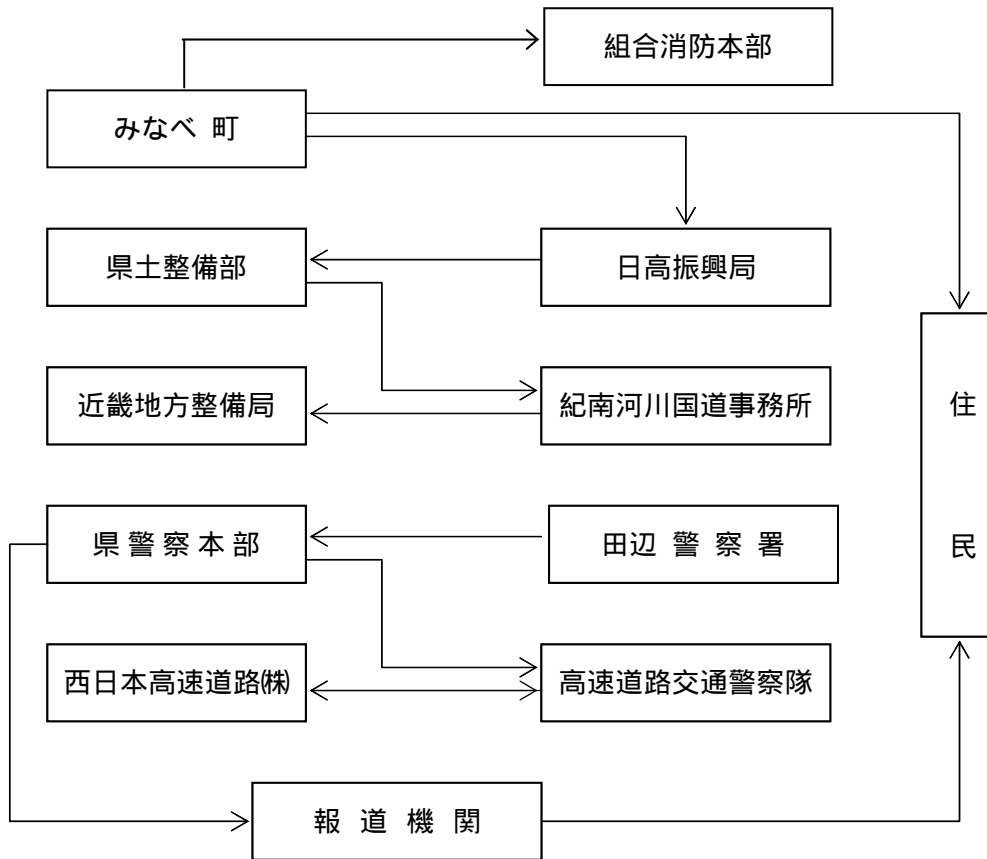
ウ 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努める。

(7) 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知する。

ア 系統図



イ 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行う。

- 禁止、制限の種別と対象
- 規制する区域及び区間
- 規制する期間
- 規制する理由
- 迂回路その他の状況

(8) 道路の応急復旧

ア 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ 本部長の責務

他の道路管理者に対する通報

本部長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路ががけくずれ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧

の実施を要請する。

緊急の場合における応急復旧

本部長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

知事に対する応援要請

町は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請する。

(基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式 資料編 64頁参照)

(基本法施行規則第6条による緊急通行車両の標章及び証明書の様式 資料編 65頁参照)

(緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート 資料編 66頁参照)

(異常気象時における道路通行規制基準 資料編 69頁参照)

第2項 輸送計画 (住民対策部)

1 計画方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、あらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現する。

特に、機動力のあるヘリコプター等の活動を推進する。

2 計画内容

(1) 基本方針

ア 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

人命の安全

被害の拡大防止

災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象の想定

第1段階

(ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

(ウ) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等

(エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

第2段階

(ア) 上記 の続行

- (イ) 食糧及び水等生命の維持に必要な物資
 - (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- 第3段階
- (ア) 上記 の続行
 - (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
 - (ウ) 生活必需品

(2) 実施者

災害輸送は他の計画で別に定めるもののほか、応急対策を実施する機関(保健福祉班)を中心に行う。

(3) 災害輸送の種別

災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法による。

- ア 自動車及びバイク等による輸送
- イ 鉄道軌道等による輸送
- ウ ヘリコプター等による空中輸送
- エ 人力等による輸送

(4) 輸送力の確保等

ア 自動車輸送力の確保順位(総務班)

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、概ね次の順序による。

- 町有の車両等
- 他の公共的団体の車両等
- 営業用の車両等
- その他の自家用車両等

イ 燃料の確保(総務班)

ウ 鉄道軌道による輸送(輸送班)

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資等を確保したときでJR等によって輸送することが適当なときは、鉄道等による輸送を行う。

エ 空中輸送

一般交通の途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、本部は県本部を通じて県防災ヘリコプター又は自衛隊のヘリコプターの出動を要請する。

(緊急時におけるヘリコプター発着予定地 資料編 72頁参照)

(5) 救助法による輸送

ア 輸送の範囲

- ・ 災者の避難
- ・ 医療及び助産
- ・ 災者の救出
- ・ 飲料水の供給

- ・救済用物資
- ・遺体の捜索
- ・遺体の処理

イ 輸送機関

各救助の実施機関とする。

ウ 費用の限度

災害時において割引運賃が実施されるときはその運賃による。その他の場合は原則として国土交通省の認可を受けている料金等による。

第16節 自衛隊派遣要請等の計画（総務部）

1 計画方針

みなべ町地域の防災並びに災害発生時における自衛隊の派遣要請についての事項は、自衛隊法によるほか必要事項については本計画による。

2 計画内容

（1）災害派遣要請基準

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、生命又は財産を保護するため必要と認めた場合、本部長は、直接もしくは知事を通じ、自衛隊に災害派遣を要請する。

（2）派遣の種類

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要と認めた場合の知事の要請に基づく部隊等の派遣

イ まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく部隊等の予防派遣

ウ 災害に際しその事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

（3）派遣要請依頼

本部長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明かにし、電話又は口頭をもって振興局を經由して県（総合防災課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び町内の災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合、本部長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

（知事への部隊派遣要請書及び部隊等の撤収要請書の様式 資料編 70 頁参照）

窓口は次のとおり。

陸 上 自 衛 隊	
第37普通科連隊長	
連絡先	0725 - 41 - 0090（代表）
（昼間）	第3科（内236～239）
（夜間）	当直司令室（内302）
県防災行政無線	
第3科	21 - 3060
F A X（県防）	31 - 3068

(4) 派遣要請不要時の連絡

本部長は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を知事を通じて自衛隊に連絡する。

(5) 自衛隊が災害派遣を行う場合の通知

陸上自衛隊信太山駐屯地司令(第37普通科連隊長)は、知事の派遣要請又は自主的判断により、部隊等を派遣した場合は、速やかに派遣部隊の指揮官の官職氏名、その他必要事項を知事に通知する。

(6) 自衛隊との連絡調整

ア 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、自衛隊の災害派遣を有効に行うため、情報の交換等連絡調整を行う。

イ 自衛隊災害派遣業務を調整しその迅速化を図るため、町に自衛隊連絡員の連絡所を設置する。

(7) 派遣部隊の誘導及び受け入れ体制

ア 派遣部隊等の誘導

町の要請依頼により、県が自衛隊に災害派遣を要請した場合は、県より町及び県警察本部(警備課)にその旨の連絡がある。

自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合、被災地への誘導は県警察本部が行う。

イ 派遣部隊の受け入れ体制

現地連絡責任者との連絡

県は、部隊受け入れ及び作業の円滑を期するため、現地連絡責任者を指定し、派遣部隊指揮官との連絡調整に当たらせる。よって町は協力体制をとる。

作業計画及び資材等の整備

町本部は、自衛隊の災害派遣を受けた際には、災害の状況、他の機関の応援対策実施状況等を十分勘案し、自衛隊の部隊が迅速かつ円滑に作業を実施できるよう作業計画を策定するとともに、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、宿舍等必要な設備を整えるよう配慮する。

(ア) ヘリポートの確保

千里ヶ丘球場をヘリポートとし、グラウンドへの散水、ヘリポートの標示、発炎筒の準備を行う。

(イ) 部隊集結地の確保

千里ヶ丘球場を候補地とする。

(ウ) 宿泊施設

公民館を候補とする。

(エ) 空中消火が必要な場合

空中消火資機材の借受申請を行う。電話連絡後申請書(様式3-43)を提出する。

(8) 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として生命、財産の救助のため、各機関と綿密な連携を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

ア 災害発生前の活動

連絡班及び偵察班の派遣

状況の悪化に伴い県その他必要な機関に連絡員を派遣し、連絡班として情報の交換及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によって通信班を配慮する。

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

出動体制への移行

災害の発生が予想される場合は、連帯本部は情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い作戦室を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

派遣部隊は、部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

海、空自衛隊との連絡調整

海、空自衛隊と、平素からの協定に基づき連絡を密にし、上級司令部の命令があれば速やかに適切な協同行動が実施できるよう準備する。

イ 災害発生後の活動

被害状況の把握

知事からの要請があったとき、また指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、船舶、航空機等により偵察を行う。

避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

遭難者の搜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して搜索救助を行う。

水防活動

堤防、護岸等の決壊（一部流出（崩壊））に対しては、所要の水防活動を行う。

消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。

道路又は水路の啓開

道路又は水路が破壊し、もしくは障害物がある場合は、これらの啓開除去にあたる。

応急医療、救護及び防疫

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援する。

人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めた場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において自衛隊車両を対象として、交通規制の支援を行う。

危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物の保安措置及び除去を実施する。

その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

(9) 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、本部長又は本部長から委任を受けて町長の職権を行う町職員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができる。

- ア 警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止又は退去の命令(基本法第63条第3項)
- イ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容(基本法第64条8項)
- ウ 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去等(基本法第64条8項)
- エ 住民又は現場にある者の応急業務への従事命令(基本法第65条3項)

なお、この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(10) 派遣部隊等の撤収要請

- ア 知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- イ 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

その必要性が認められる場合に運用する。

- ア 被災状況等の調査及び情報収集活動
- イ 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送
- エ 被災者等の救出
- オ 救援物資、人員等の搬送
- カ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- キ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動
(緊急時におけるヘリコプター発着予定地 資料編 72頁参照)
(和歌山県防災ヘリコプター応援協定 資料編 73頁参照)
(林野火災時におけるヘリコプター発着予定地 資料編 75頁参照)

第18節 相互応援計画（総務部）

1 計画方針

災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、県本部のみならず他の市町等に応援を要請し、応急措置等を円滑に遂行するため、相互応援協定等を締結する。

また、本町以外で大規模な災害が発生した場合は、当該相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

2 計画内容

（1）市町の相互応援に関する協定

ア 和歌山県下消防広域相互応援協定

県内の市町は、平成8年3月1日付けで締結した「和歌山県下消防広域相互応援協定」に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努める。

イ 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定

県内の市町は、平成8年2月23日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において地震、異常湧水その他の水道災害が発生した場合、応急給水、応急復旧等の相互応援に努める。

